

平成 18 年第回まんのう町議会定例会会議録(第2号)

平成18年6月29日 開 議 午前9時30分

日程第 1	議 長 加 地 議 員	久元豊議員より病気療養のため欠席の届けがありましたので、ご報告いたします。ただ今の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 日程第1 本日の議事日程当について議会運営委員長の報告を願います。議会運営委員長、加地禎君。 みなさんご一同におはようございます。議会運営委員会のご報告を申し上げます。昨日6月の28日、午前9時30分より第1委員会室におきまして、町長、総務課長、議長同席のもとに議会運営委員会委員全員出席をいたしまして、慎重に審議をいたしましたその結果をご報告いたします。それでは皆さんのお手元に配布しております議事日程2号について、ご報告をご説明を申しあげます。 日程第2 会議録署名議員の指名 日程第3 一般質問でございますけれども11名の申し出がございますので、11名の方でお願いします。 日程第4 付託案件の委員長報告 総務常任委員長 日程第5 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長 日程第6 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長 日程第7 議案第1号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定について 日程第8 議案第2号 まんのう町税条例の一部改正について 日程第9 議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について 日程第10 議案第4号 まんのう町国民保護協議会条例の制定について 日程第11 議案第5号 まんのう町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について 日程第12 議案第7号 仲多度南部消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び仲多度南部消防組合規約の一部変更について 日程第13 議案第8号 平成18年度まんのう町一般会計予算（案） 日程第14 議案第9号 平成18年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案） 日程第15 議案第10号 平成18年度まんのう町老人保健特別会計予算（案）
--------------	-----------------------------	--

加地議員	日程第16 議案第111号 平成18年度まんのう町介護保険特別会計予算（案） 日程第17 議案第12号 平成18年度まんのう町診療所特別会計予算（案） 日程第18 議案第13号 平成18年度まんのう町簡易水道特別会計予算（案） 日程第19 議案第14号 平成18年度まんのう町下水道特別会計予算（案） 日程第20 議案第15号 平成18年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案） 日程第21 議案第16号 平成18年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案） 日程第22 議案第17号 平成18年度まんのう町水道事業会計予算（案） 日程第23 議案第18号 工事請負契約の締結について 即決 日程第24 議案第19号 工事請負契約の締結について 即決 議案第18号と19号は関連がありますので、一括議題とさせていただきます。 日程第25 議案第20号 監査委員（識見を有する委員）選任の同意について 即決 日程第26 議案第21号 監査委員（議員選出議案）選任の同意について 即決 をお願いします。 日程第27 議案第22号 助役選任の同意について これも即決をお願いします。 日程第28 議案第2号 固定資産評価審査委員の選任の同意について 即決 日程第29 選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について これも即決をお願いします。 日程第30 報告第5号 有限会社仲南振興公社の経営状況について 日程第31 報告第6号 財団法人ことなみ振興公社の経営状況について 日程第32 意見書第1号 違法伐採問題への取り組みの強化を求める意見書（案） 日程第33 意見書第2号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（案） 日程第34 特別委員会の設置について 日程第35 議会選出各種委員等の選出について
------	---

日程第 2	加 地 議 員	日程第 3 6 閉会中の継続調査について 以上でございます。以上の日程で意見の一致を見、午前 1 0 時 4 0 分委員会を閉会いたしました。以上をもちまして議会運営委員長報告を終わります。
日程第 3	議 長	議会運営委員長の報告を終わります。 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 1 1 9 条の規定により議長において 6 番橋田忍君、7 番白川美智子さんを指名いたします。
	川 原 議 員	日程第 3 一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。1 8 番 川原茂行君。 おはようございます。議長のお許しをいただきまして、ただ今から質問をさせていただきますが、その前段に一言、議長並びに町長さんをお願いを申し上げたいと思います。 われわれ今日同士が一般質問 1 1 名の方が質問いたします。従いまして、我々も時間制限等の規約の中で質問をいたしますので、質問される方も簡潔に分かりやすくお願い申し上げたいと、また趣旨の違う答弁をされるときには議長において即刻停止させ、また修正をいたしていただきたいとこのようにお願いを申し上げておいたと思います。なお、町長さんにも課長において不適切な発言答弁等がございましたら、いろいろな参考の資料場にしていただければありがたいなとこのように申し上げておいたと思います。 それではまず質問に入らせていただきます。1 番目といたしまして、町と関係のある公社有限会社等の状況についてを質問いたします。公社有限会社等のまず名称と役員名について、設立の根拠、法規についてをまず提出をお願いします。 2 番目といたしまして、財産の所有者と公社有限社等の契約書または協定書ならびに覚書がございましたら、それも根拠法規について提出をお願いします。公社有限会社等の予算決算につきましては、先ほど議運の委員長さんから申されましたように後で出てまいりますので、その時に質問をさせていただいたと思います。 2 番目といたしましては、建設予定であった中核生きがい施設についてをお尋ねいたします。この施設については、町長の選挙公約でもございましたが、町内に類似施設があるため、白紙に戻し、かりん温泉を拠点とした施設にしたいと、こうおっしゃられております。これにつきましてですね、補助金等の国が 5 0 %、起債が 5 0 %、そのうち即町に一般財源から 12.5 % を持ち出さなければいけない、とこのようにございまして、この補助金については、後ほど課長のほうから全協におきまして、補助金の返還はしなくていいように伺っておりますので控えますが、もしこれ建設予定地の時にですね、用地買収、協

	栗 田 町 長	り設立されており、実情は最近改正されました会社法に根拠をおいております。出資根拠につきましては地方自治法第237条であり、同条が公有財産の保有形態として株券等出資による権利を上げていることによっております。また仲南振興公社への出資につきましては、新たに独自の条例に基づいて単に予算の執行として行うのではなく、独立した議案として議会審議を経て行っております。更に財団法人でありますことなみ振興公社は民法の公益法人の規定により設立されており、出資根拠は地方自治法237条と同法第232条の2で、普通地方公共団体は公益上必要あるときは寄付または補助をすることができるとの条項によるものであります。契約等につきましては、現在のところ本町は、グリーンパークまんのうと清流の里はなんら契約書を取り交わしておらず、本町とグリーンパークまんのう及び清流の里との関係は出資者すなわち株主として関与することに留まっております。ことなみ振興公社と仲南振興公社につきましては、町営施設であります公衆浴場、簡易宿泊所、調理加工場、特産品のアンテナショップ等の運営を代行させている関係にあります。町にとっては、公の施設の公設民営化路線の担い手として町の分身の役割を果たしております。これは、地方自治法第244条の2に基づく指定管理者の制度によりなされ、旧町議会の議決を得て町に代わり公の施設に経営を行うことが決定されたものであります。町とこれらの2つの法人は指定管理者協定書を取り交わしております。この協定書の締結に際しては、具体的な内容が旧町議会において説明されてご承認を受けることによりその効力が生じておりますことをご理解いただきたいと思います。なおこの協定書及び役員名簿は公開することになんら問題があるわけではございませんが、議会運営上本会議においては、お配布することができませんので、情報公開条例にしたがって請求していただければ速やかに手続きをとりたいと思っております。 続きまして、町が過半数を出資して設立している公社の決算につきましては、本日の本定例会においてご報告させていただきます。 続きまして、町の、次に健康生きがい中核施設について、ご答弁させていただきます。 建設予定でありました中核健康生きがい施設についてであります。これにつきましては計画案では町内を含めて近隣に類似施設がありますので、私は見直しを行いと考えております。しかしながら、この施設は中讃広域行政組合での承認事項でありますから、先般中讃広域行政事務組合の管理者であります宮下市長さんとお話をさせていただきました。まんのう町としては、場所、内容の変更をしたい旨を伝えております。しかしながら中讃広域管理者会で変更の了解を得られれば、早急に内容につきましては、皆さん方の意見を聞きまた検討委員会等も立ち上げて今年度中に結論を出しできれば19年度に予算化も考えております。 かりん温泉を拠点とした既存建物の有効活用施設計画につきましては、ま、あくまでも私の私見ということで1つの例とし
--	---------	--

	栗田町長	て挙げさしていただきました。そしてこの中核生きがい施設は、町内の皆さん方が何回も利用できる、そして将来にわたり喜んでもらえる施設をぜひ町内で建設できればというふうに考えております。ま、そのためにも皆さん方の意見を聞き進めてまいりたいとこのように思っておりますので御協力をよろしくお願い申し上げます。高屋原地区の工事は、総合公園としての整備事業でありますので、生きがい施設とは切り離して考えて行きたいとこのように思っておりますので、補助金等の返還はないということであります。そして、この高屋原にできております総合公園事業につきましては、引き続き継続をして進めてまいりたいとこのように思っております。今年度にも工事を発注いたしまして、早急に一部共用開始をしていきたいとこのように考えております。また地権者につきましては、当初から生きがい中核施設ありきで協議をしておったわけではありますが、問題はないと考えております。大事な土地を分けていただいたのでありますから早く完成させて、皆さん方によるこんでいただきたいとこのように思っております。用地買収保障費等の１億１千万の内訳につきましては、担当課長のほうから詳しく説明をさせていただきます。 次に行財政改革についてであります。職員定数であります、合併協議会では１０年後に２１６名としておりますが、これにつきましては、２年以上まえだおしをして２１６名を達成いたしたいと思っております。類似団体とまんのう町の職員数をま、比較してみますと類似団体では１９８名となっております。これに対しましては、１８名多くなっておるということですが、類似団体では人口のみの職員数であります。わが町の面積の広い地域での緩和はされておられません。本町のように２支所がある場合、支所機能が問題にもなっております。旧町の機能は存続させることとなっておりますことから、現在各支所には１６名から７名を配置いたしております。今後は支所機能をどのようにするのも検討しながら、職員の定員管理計画を定めてまいりたいとこのように思っております。そしてなお、職員採用は毎年若干は採用をいたしながら削減を図っていきたい。このように考えております。 次に公債費の削減であります、１８年度末の予定では公債費は一般会計で９６億円、特別会計合計で約４１億円、合計約１３７億円であります。ただ、この中には国の政策的要素であります減税補填債、臨時財政対策債が約３２億ございます。本来の地方債は建設事業によるものであり、減税補填債や臨時財政対策債を引きますと約１０５億円であります。これのみを考慮いたしますと財政を逼迫するような起債ではないかなというふうに考えております。しかしながら安易に地方債に頼ることは極力さけてまいりたいとこのように考えております。交付税措置の受けられる地方債を活用するとともに、必要な事業につきましては合併特例債も有効に活用して今後事業を進めてまいりたいと考えております。 次に公用車であります、現在公用車はオートバイ３台を含めて１３４台ございます。この中には消防自動車３０台、バキ
--	------	--

	栗 田 町 長 議 長 川 原 議 員	ユーム車、学校等現場車両が４８台ございます。通常の職員が利用できる車両は本町３２台、琴南支所６台、仲南支所１０台がございましたが、現在廃車した２台を含め、次回に車検を迎え廃車する予定が６台ございます。全て車両については引き継いできたわけでありますので、改めて必要台数を把握し買い替えが必要な場合には補正予算等をお願いをしたいと思っておりますが、できるだけ車両も有効に活用し削減に努めてまいりたいとこのように考えております。 １８番 川原茂行君。 １８番。まず公社有限会社等の役員ならびにその協定書また覚書をこの議場では出せないということでございますが、それなら報告５号で出てまいりますこの審議はちょっとやりにくいと、私はこのように考えております。これは報告で出てくるものについては、収支決算書だけでございますので、何の根拠にもとづいてこうなるのか、まず協定書、どういう形でいつておるのかわからないから提出を願っておるわけでありまして、これは管理者制度を使っておるというのは分かっておりますけれども、提出を願うような準備を後日この場で出せないというんなら作っていかねばいかないと、そのように思っております。まず、そこが協定書、覚書書が分からない限りこういう報告収支だけが出てまいってもちょっと検討しにくいわけでございますので、そこらをいかがお考えなっとるのかをお聞きいたします。 ２点目の運動公園と中核生きがい施設についてはですね、近隣に類似施設があるから白紙にもどす、これは中讃広域が家っておるのは分かっておるんですから、中讃広域との中で話し合いの場で場所がまた他のところへいって検討するということになりますと、近隣に類似施設があるこの字句が今度新たな場所をやるということに対して整合性がないわけですね、私はこの近隣にそういう施設があるから重複してはいかんとこういう考えなら、まんのう町からはこの中核施設は外さないけない。で、他にどうしても住民が望まれるものを利用する、例えばかりん温泉をもっといいものにしたいというんであれば別の考え方、中核生きがい施設はいったん私は町長さんの考え方であれば、近隣にそういう類似施設があると、だからやめたということであればまんのう町内からは外すべきだ、とこう思っておりますが、この点をお伺いします。 続いて、行財政改革でありますけれども、ま、先ほどこれは満濃町が２万人、香川県内の中で面積でいきますと３番目に広いということは人口密度が低いということでございます。従いまして職員は、まあ、近隣の市町と比べてわずかながら高くなるとこういう試算をされておるようであります。丸亀市他いろんなところでもですね、だいたい約人口に対します１パーセント、１パーセントきっておる市もございます。だけれども１パーセントというのが、そこらのだいたい似通った香川県内のところがそういう形でまいっております。そういうことも十分検討していただきたい、ただ面積が多い、それは山林が多いということになってまいりましょうから、それは町長さんのお考えを聞いたうえで再度質問をさせていただきたいと思います。
--	--	--

	川 原 議 員 議 長 栗 田 町 長 議 長 川 原 議 員	以上３点、お伺いいたします。 町長栗田隆義君。 川原議員さんの再質問にお答えをいたします。ことなみ振興公社、仲南振興公社等の指定管理者を町が結んでおります財団につきましての協定書等でございますが、先ほども答弁申し上げましたように、情報公開条例に従って請求をしていただければ速やかに準備をしまいたいとこのように思っております。また中核生きがい施設に関しましてですが、川原議員さんからご質問がありましたように近隣に類似施設があるのであれば、まんのう町からはすべきだというようなご意見でございますが、先ほどもお話しさせていただきましたように、今までの満濃町が計画しておりましたのは、温水プールを中心とした温浴施設を計画しておったということであります。この計画に関しましては、近隣にも類似施設があるから新しく建設経済的な面からもみても建設すべきでないということで、できたら既存施設を有効活用して活性化を図ればということで、１つかりん温泉の活性化ということを例に挙げたわけでありますので、この中核施設をこのまままんのう町で続けていくのか、それともやめてしまうのか、そういった議論もこれからは、なされていくことと思いますが、まず先ほど申しあげましたように中讃広域事務組合内での協議承認事項でありますので、まず今の時点では高屋原の場所についての今までの計画は変更したいということを出てありますので、まず中讃広域事務組合での変更の了解をいただきたいのと、それから今後どうするか考えてまいりたいとこのように思っております。 それと職員定数でございますが、一応私といたしましては、合併協議会で１０年後に２１６名ということでありましたので、それを２年前倒しをして８年後に２１６名にまず目標としていきたいと、それとそれ以後もできる限りの人員削減は努力をしまいたいとこのように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 １８番 川原茂行君。 １８番。１点目の公社有限会社等の協定書はしたがって公開条例によっていくといたしまして、この件は置かしていただきます。２点目の運動公園等中核生きがい施設、これ町長さんどうなんでしょう、私の考えがおかしいんでしょうかね、近隣に類似施設があるから中核施設はやらないと、こういえばまんのう町から中核施設はできないというのが私の捉え方なんです、住民の方もおそらくそう取られておると思うんです。ただしかりん温泉を充実させたものにするというんなら、中核生きがい施設じゃなくて、ほかのなんらかを使うべきじゃないかと私この字句で町長さんが言われていることが整合性がないんですよ、私の考え方からいきますと、何遍も言いますが、近隣にそういう施設があるとそういう類似施設があるとおっしゃっておる、だから高屋原はやめましたと、やめましたとはいわんけども白紙に戻しましたとこういうことであればですよ、まんのう町か
--	---	---

	川 原 議 員	らは中核施設は少なくともできないと、こう判断するのが我々じゃないかと住民の方じゃないかと思うておるんです。 今お聞きしますと、また中讃広域との話し合いの上で検討委員会といいますが、それは私がやられて結構だと思いますが、それを中核施設じゃなくて、かりん温泉等そういうものをどうやって充実さすかということについての話し合いであればいいですけども、少なくともこの中核生きがい施設と言う字句を使うのであれば、私は町長さんの考え方が整合性がないと私はこう判断いたしておるんですが、再度お願いいたします。
	議 長 栗 田 町 長	町長 栗田隆義君。 再度、川原議員さんの質問にお答えをいたします。中核生きがい施設は近隣に類似施設があるから白紙に戻すということですが、それはあくまでもまんのう町が計画をいたしておりました温水プールを含めた温浴施設計画はまんのう町の中核生きがい施設計画としてふさわしくないから、高屋原では私は建設を中止したいということでありま。ま、そのことをやはり中讃広域事務組合のほうでまずご了承していただいて、ま、この中核生きがい施設につきましては、皆さん方もご承知のように第1回目の候補地から今の2回目の高屋原の候補地に場所がうつりました。またここを中止して他の場所へ移すということになればこの中讃広域の中でも理解をいただけるかどうかということは私もちょっと自身がございません。ま、そのような中でもう2点3点するのならもうまんのう町ではやめてしまえというような意見になるやもしれませんし、今までまんのう町ががんばってきたんやから場所を変えてでも町民の方また中讃広域の中で喜んでもらえる施設を考えてみればどうかというようなご理解をいただければ、1つの例としてかりん温泉の充実、既存施設の充実等も有効利用等も考えていきたいなとこのように思っておりますし、そういう理解が得られられない場合には、もう川原議員さんが申されましたように、このまんのう町では中核生きがい施設は完全に中止という形になるかもわかりません。ま、その場合にはやはりかりん温泉につきましては、何らかの方法でまた有効活用はかれるような別の方法を川原議員さんがおっしゃったように考えてまいりたいとこのように思っております。よろしく申し上げます。
	議 長 川 原 議 員	18番 川原茂行君、3回の質問ですからその辺をお含みいただいてお願いをいたします。 3回目がおわりましたのでおわらしていただきます。ただし町長さんにもお願いを申し上げておきますが、住民がどう判断していいかわからないような言葉は避けていただきたい。明確な話を当然議場でもやっていただきたくし、住民の方にもそういう考えで話をしていただかなければ、私もそういう考えをもっておりますのでよろしくお願いを申しあげます。終わらしていただきます。
	議 長	3回ということがあるので。引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可します。

	小野建設課長	(議長、町長が課長に答弁さすというのが除いとるがな、何を聞つきよるんですか。) 担当課長。小野 隆君。 先ほど町長の答弁の中で、担当課の方から総合公園の用地関係補償関係の内容等につきまして、説明を担当の方からするということですが、ご承知のように先ほどもお話の中にありましたように情報公開の関係もございまして、地権者のお名前、またそれぞれの地目地籍の内容等につきましては、また請求をしていただいでですね、担当課の方で情報公開に基づきまして、公開できるものについては出して行きたいと思っておりますので、ま、プライバシー的な問題もありますのでよろしくお願いしたらと思います。以上です。
	議長 大西豊議員	引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可します。17番 大西 豊君。 ただ今発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。平成18年3月20日、新生まんのう町が町民の大きな期待の中誕生いたしました、財政的には極めて厳しいスタートであります。県下において、平成大合併により8市9町体制が始まり、町運営の基本であります新生まんのう町の財政力をみると県下17市町村のうち1番財政力が弱く、今後大幅な交付税の削減が予想される中で、用心深い財政運営が重要となってきます。このような状況の中で、議会は議会の権限と権能を十分に発揮し、行政のチェック機関としての役割が今まで以上に重要になってまいります。ま、そういう中で改革に対して、提言を行ってまいりますので、よろしくお願い申し上げ、一般質問にうつります。 まず第1番目、行財政改革、情報公開、既存施設の有効利用について、町長は選挙公約を今後具体的にどのような改革プランをもって進められるのか、お伺いをいたします。 2番目、決算認定について、旧町時代については年度後、琴南町は9月議会において、旧満濃町仲南町は12月議会で認定されておりましたが、新生まんのう町ではどのようなお考えであるのかお伺いをいたします。 3番目、オフトーク防災無線通信サービス事業の有効利用について、琴南地区満濃地区仲南地区のサービスの加入状況及び個人負担年間利用料金及び今後普及率の向上についてどのような政策を考えておられるのか、お伺いをいたします。以上3点について答弁をよろしくお願いいたします。
	議長 町長	町長 栗田隆義君。 大西議員さんへの質問にお答えいたします。まず行財政改革についてであります。 行財政改革推進の手順をご説明申し上げます。行政改革は町の組織全体にかかわるものであり町の組織全体で取り組むべきものであると考えております。そこで全町体制をつくるために、まんのう町行政改革本部を立ち上げたいと考えております。

	町長	そしてその推進本部の結成大会におきまして行政改革大綱との策定を検討委員会に諮問を行う手順を考えております。推進本部長には町長自らが先頭に立つことが望ましいと考えておりますので、私が就任をする所存でございます。推進本部の設立大会は9月議会終了後の10月初旬を目指してまいりたいというふうに考えております。なお、行政改革は行政改革大綱を採択してから着手するのが正式であろうかとは思いますが、本町におきましては中核生きがい施設等々再検討という差し迫った課題にも直面しておりますので、その前に行うべき温泉などの町営施設での経営評価、これらは対抗策定前であっても行政評価の実験として、この6月議会終わりで早急にたかげてまいりたいと思っておりますので、ご了承を賜りたいと存じます。 また、集中改革プランは来年3月までに策定して公表することが政府のほうから求められており、全体計画として行政改革の実践は平行して行うことになろうかというふうに思います。なお本町の行政改革の支点として、次の5点を原則として挙げたいとこのように思っております。まず第1番目には住民満足度を基準とすること、2番目に経費負担を軽くすること、3番目に迅速な対処を優先すること、4番目に国の施策動向などを時代の潮流に即応すること、5番目に旧町の実績を尊重しつつ必要最小限度の経過措置を設ける。この5点を原則として進めてまいりたいと思っております。更には行政改革の中でもっとも重要必要なのは職員の意識改革であるというふうに考えております。改革にはあるべき行政の姿が想定されなければなりません、その目標に対して現在今どの推進があるのかをまず評価をして達成に挑戦することになろうかと思っております。そこで職員一人一人が目標を設定して、それを評価する価値基準を身につける必要があるというふうに思います。ま、そのためには公共性への理念、協民協働の視点、原価計算と費用対効果の算定手法、住民ニーズを掌握する市場調査の技法などの研修を行ってまいりたいと考えております。本町の行政改革は中期財政計画や定員管理計画と並んで、職員研修計画が重要な位置を占めることになろうかと思っております。議員各位の皆さん方におかれましては、行政改革として何に取り組むべきかまたそれをどのような手法で進めていくのか、本町の推進に対していろいろご意見を賜りたい、重ねてお願いを申し上げたいと思っております。 そして次に行政改革では、私は目標は単年度収支黒字を目指して予算を精査し、共通認識のもと実行したいとこのように思っております。ま、そのためには職員数の削減、公共工事の見直し、町単独の補助金の見直し、住民負担の公平化等が必要であるというふうに考えております。しかしながらこれらは単年度すぐに全てを実行できるものではないというふうに考えております。まずは現状を認識し、住民皆様方の意見を聞き、計画を立ててさらにこれをご提示し、協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。 情報公開につきましては、情報公開条例制度の運用を踏まえ、その内容の充実に努めるとともに住民と行政の信頼関係を高められますよう事務事業の内容、推進状況、町の考え方、方策等々町の行政に関する幅広い行政情報について、広報やホーム
--	----	--

	栗 田 町 長	ページなどを積極的に提供に努めてまいりたいとこのように考えております。また既存施設は、現在廃校になっておる施設や利用率の悪い施設等もございますが、これからもこれらは新まんのう町の施設でありますので、効率性、経済性を踏まえて本当に何がよいのかどのように利用すればよいのかということ、早急に検討委員会等を立ち上げて検討してまいりたいとこのように考えております。 次に、決算認定についてであります。本議会におきまして、監査委員の選任同意をお願いしておりますが、本年度につきましては旧３町の部分が数多くあり、期間が相当必要になるのではないかとこのように思われております。そういったことで監査委員の方々とも十分に相談して、議会への決算認定をお願いしたいと考えております。ただ、通常でありましたら、９月議会をお願いするのが最良と考えておりますが、本年度の特殊事情を思えば、本年度につきましては９月には無理があるかなというふうに考えておるところであります。 次にオフトーク通信サービス事業の有効利用についてでございます。合併時における各地区ごとの行政放送設備整備状況をご報告いたします。琴南地区の国税調査による世帯実態数は１０１６世帯であり、防災無線整備の件数は把握できておりませんが、一部転入者を除いてほぼ１００％に近い整備状態とこのことでございます。仲南地区の世帯数は１３５５世帯でオフトーク加入は１１７７件の８６．８％でございます。これらも一部転入者等を除けば１００％に近くになると思われま。満濃地区につきましては、３８８５世帯に対してオフトーク加入は２７３１件で７０．３％となっております。満濃地区の昨年１年間の減少は６９件で１．８％の減少率となっております。 次に個人負担についてであります。満濃地区は各戸１軒あたりＮＴＴ回線使用料として月５００円で年間６千円の負担をお願いしております。仲南地区につきましては、ＮＴＴ回線使用料の年間６千円の負担を町で負担しているため個人負担額は無料でございます。なお町の負担額は７００万円程度となっております。琴南地区は防災無線のため各戸の回線使用料が発生しないので無料となっております。なお、３地区の専用回線使用料と電波使用料保守点検費用は設置者の町が支払いを行っております。次に今後の普及率向上をさすための施策でございます。実質的には満濃地区の利用減少をどのように歯止めをかけ、また再度の加入促進を図れるかが問題であると思ひます。ひとつの方法といたしましては、この合併をきっかけといたしまして、３町の情報の共有と緊急防災情報の重要性を理解していただくよう広報等での周知を行う一方、オフトーク番組編成委員会を開催し、番組や放送時間の変更等を再検討してまいりたいと思っております。ただし仲南地区琴南地区の加入率の高さの１番の要因は無料で利用できることが大きく、今後この住民間の不公平感をなくすることについて速やかに検討し対応していかなければならないというふうに考えております。またこの地区の行政放送設備の老朽化が進んでおります、ほか異なった機
--	---------	---

	栗 田 町 長 議 長 大 西 豊 議 員	種同士のための不都合が不具合が発生していることや、2011年からの全面的な地上デジタル放送化によるアナログ放送終了により発生する難視聴地域問題などの全地域の情報基盤整備の見直しを図る必要が急務となっておりますので、今後とも議員のみなさんがたにはさまざまな角度からこのご提案をさせていただくことになると思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。 17番 大西 豊議員。 今町長のほうから行財政改革について広く議員の意見をお聞きするということでございましたので、再質問にあたりまして、私の考え、少し申し上げて再質問をさせていただきます。私も今回の考え方として「進めよう行財政改革、情報公開、既存施設の有効利用、これ以上借金をして子や孫に負担させますか。それとも我慢できるもの我慢して行財政改革に努めますか。」そういう中で県下の財政力指数とか、町の財政力指数を数字をもって挙げて例えば町の運営の基本であるまんのう町の財政力は、平成16年度財政力指数換算表で指数計算しますと、県下で一番財政力の強い宇多津町は0.872、87.2%の自己財源があります。新生まんのう町は一番悪く17番目の0.345、35.4%の自己財源、他は交付税及び借金です。すなわち昔から俗にいう3割自治が改善されないまま数値となっているように思います。またこういう中で課題といたしまして、私はあの、町長の施政方針の中ですでに改革をされた部分もありますけどあえて読み上げさせていただきます。「徹底した行政財政改革を行い民でできることは民で行い職員数を削減しましょう。効率的であたたかい行政サービスに変えましょう。これからは行政サービスも住民の皆様から評価される時代になり、特別職の収入役を廃しましょう。」この件につきましてもすでに議案として出ておりますし、来年4月からは総務省の指導により法律的にも廃止になっており、すでに先進地では近隣の市町村では収入役については廃止されており、まんのう町におきましても改革の第1弾としてあの、廃止になったことについてはあの、改革が進んでおるなあ実感を感じます。次に、既存施設の全てを検証し無駄のない施設の有効利用を促進しましょう。健康生きがい施設は凍結しましょう。この件につきましても、すでに町長が所信表明、また今の川原議員の質問に対しましても明確な答弁をしますので、改革はされておると思います。住民の声が反映されてると思います。次にまんのう町の町長の報酬は丸亀市長より高額であるので適正にしましょう、ということ。次に健全な行政運営をおこない、情報公開に努め密接政治を打破し透明で公平なまちづくりを推進しましょう。次に町内各施設の巡回バスの検討、と位置づけ改革は急務であると訴えたところでもあります。ここで再質問に入らさせていただきます。 まず第1番目、先ほどのべましたが、行財政改革の中でまんのう町の町長の報酬が丸亀市長より高額であるということについて、町長も選挙期間中に発言されたと思いますので、再度お伺いをいたします。
--	--	---

	大西豊議員	2 番目、特別職等の報酬審議会についてでございます。報酬審議会についてでございます。この件につきましても先進地におきましては、公開公募で、ま、情報インターネットで流されておるところもホームページも流されておるところもあるようがありますので、そこらへんの特別職等報酬審議会のあり方についても、町長のお考えをあわせて伺いいたします。 3 番目、これの件については提案でございますが、今新生まんのう町は自己財源の増加を見込めない経済状況の中で、たとえば他の市町村で取り組んでおります町の広報誌、また町のホームページの有料広告サイトを設けて広報誌の財源確保することは有効ではないでしょうか。ご提案申し上げます。 次に決算認定でございますが、先ほど町長は前向きな答弁で、基本的には9月議会において認定をしますということでございましたが、特にこの案件につきましては、町長は単年度黒字化を目指すとの公約を実現するためにも、経営感覚を取り入れ、民間のように早く決算認定を行うべきであると思います。そして、バランスシートも同時に発表し、事業計画に反映すべきであると考えてるが、町長のお考えをお願いいたします。 それと今決算認定、ま、行財政改革にも触れるんですが、やはり町長及び役職員が一体となって財政力指数が全てでないですが、これからは原価意識をもって改革を進める必要があるのではないかと考えますので、お考えを発表していただきたいと思います。 3 番目オフトークについてでございますが、先ほど町長が数字を述べた分について整合性があるのかないのか確認をします。旧満濃町は3885世帯と僕はお聞きをいたしましたが、間違っているのではないかと思いますので、その答弁があつてからまた再質問いたしたいと思います。あの、この問題につきましては、オフトークの本来の目的は町からの広報の伝達、ま、人間の生命財産を守る時の唯一の広報手段であります。町民公平につたわるためやはり100%近い利用率であるべきではないかと思います。ま、そういうことで私は前の議会におきましても手元に資料を持っとなんですが、平成10年にオフトーク事業が始まりまして、平成11年の9月に私は質問いたしました。その時に近隣の市町の加入状況に対して質問をします。たとえば満濃町はその時点で4002世帯のうち3016世帯で約75%、オフトークを通信・・・します。 ちなみに近隣の町の普及率を見ますということで私の調査したところでは、仲南町が89%、三野町が90%、山本町が90%の普及率であります。行財政改革の折、他の地区がこれだけ高い普及率であるのか、今回初めて私も合併をしてわかりました。やはりあの検討する余地があるのではないと思うのは先ほど町長も申されておりましたけれども、90%以上の普及率のあるところは全て町が負担します。ま、この件ですが私が2番目として提案をしたいのでありますが、たとえば、先ほど町長が一部申しあげましたと思いますが、新たに町に転入されたかた、また通信サービスを未利用者に対してPR活動
--	-------	---

	大西豊議員 議 長 栗 田 町 長	などを積極的に推進してはどうかと考えるところです。町長にお考えをいただきたいと思います。最後に総括をして先ほど川原議員の情報公開のことで質問があり、町長が情報公開条例があるから、それによってお願いをしますということでございました。それもそれかと思います。正しいと思います。しかし今住民が求めていることは、やはり議会と住民が情報公開をどのように簡単に得られるかということが大きな問題ではなかろうかと思います。そういう意味で私は新生まんのう町の住民が疑問に思う案件については、常に説明責任を果たすことを念頭におき、あたたかい行政サービスを町長役職員が一体となって推進することを念じて再質問とさせていただきます。答弁をよろしくお願いいたします。 町長 栗田隆義君。 大西議員さんの再質問にお答えを申し上げます。ま、町長等特別職の報酬につきましては、まず今年１年間、決算状況を十分見て、しかるべき時期に検討をさせていただきたいとこのように思っております。またホームページ等町民の皆さんがたへの情報公開の手段として、いろいろホームページの内容等についても今後一層分かりやすくするとか、いろんな皆さん方のご意見をいただいて改革をしていきたいなというふうに思っております。 また決算につきましては、先ほどもご答弁申しあげましたようにやはり早い時期、９月には皆さん方にご報告でき、そして前年度の決算をもとに新しい年度の予算を決めていく、これは非常に重要なことであろうと思いますので、今後そういうように努めてまいりたいと思っております。またオフトーク通信等についてであります、まんのう町の世帯数３８８５というようにお答えしましたが、私の手帳の記録では、国勢調査、１１月現在の国勢調査の速報では、まんのう町の世帯数は３８４４世帯と発表されておったように思います。このオフトークにつきましても、今後広報またいろんな場面でそのオフトークについてのＰＲも順次進めてまいりたいと、ま、このように思っております。またオフトーク使用料の不公平問題は合併協議会の中でも大論議されたわけではありますが、決着を見ぬままに今日に至っておるものであります。ま、しかしながらこの状況をいつまでも放置することはできないため、仲南地区の皆様方には、なぜ合併をしなければならなかったかということも十分ご理解いただいて、この財政難の中、苦渋の選択として、新町におきましては、この２、３年の間に段階的に調整をさせていただくことになるかなというふうに思っております。しかし同じオフトークでも満濃地区の機種の方が新しく、チャンネル自動による多機能のため多少の差額は検討する必要があるというふうに思っております。また琴南地区の防災行政無線につきましては、システムがまったく違い、町の持ち出し等による回線量が発生しないため、満濃地区との調整は難しいなあと思っておりますので、現状のまま、無料でしばらく活用することになろうかと思います。ま、しかしながら、３地区の各施設ともに耐用年数がかなり経ち、老朽化も進んでおりますことから、次世代の情報システムをどう構築するか、またこれからのブロード
--	--	--

	栗 田 町 長 議 長 大西豊議員 議 長 栗 田 町 長	バンド時代と地上デジタル放送にどう対応していくかを早急に考えなければならない、とこのように思っております。住みたい、住み続けたい町を考える上で中山間地域の情報基盤整備は最低条件になるというふうに考えております。合併協議会においても情報基盤整備の策定がなされておりますので、早い時期にまたご相談をさせていただいたらというふうに、考えております。 17番 大西 豊君。 私が調べた先ほどの数字でございますが、オフトーク、件数が違うかつたらもう、利用率は全然違うんで、私の調べたところによりますと、5月31日現在まんのう町の世帯数は4304です。それと利用状況は平成18年2月、2765ということは、64.2%ということは3分の1の方が未利用ということでありますので、私もこれ自分が調べた公的な資料ですけど間違いないと確信しとりますけど、もし町長が今3885という数字であれば全然利用率が違うと思いますので、再度確認を今していただければ幸いと思います。それと私が先ほど、ま、提案という形で申し上げましたけど、ま、大きな意味で行財政改革、情報公開ということで既存施設の有効利用ということで、あの、高松市が広報誌に対して、一般企業から広告料を有料としてとっております。聞いたところによると、あの時点では金額的に180万とかいろいろ言われておりましたけれど、やはり今から財源が乏しい中で、そういうことも考えるべきでないかと思っておりますので、もし答弁できましたら、ひとつよろしくお願いを申しあげます。それとオフトークの件ですがやはり町長も選挙の時言われておりましたが、やはり町長自らやはり率先して住民との対話をする、やはり役職員もやはり公共の伝達の方法としてオフトーク、もし私の計算が正しいのならば64.2%、3分の1の方が利用されてない、たとえば小学校とか小さいお子さんがおる家庭においては、非常に私は重要であると思っております。そういう意味でやはり役場といえどもこういう未加入者に対しては、動いてPRをすべきでないかと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。 それとちょっと私聞き逃しているかも分かりませんが、特別職等の報酬審議会のあり方について、あの、町長の考え方、ま一部選挙においてもいろいろ報告されておりますが、できたら後からできたらこの席で今質問したこと、また提案したことを町長のお考えをお聞かせ願いたらと思っておりますので、よろしくお願いします。 町長 栗田隆義君。 大西議員さんの質問にお答えをいたします。まず町長の報酬につきましてであります、これは報酬審議会等にはかり検討してまいりたいとこのように思っております。またオフトークの件数につきましては、もう一度詳しく精査をしてご報告をさせていただきたいと思っております。またオフトークの加入率増進につきましては、いろんな手段を使いましてできるだけ大勢の方
--	--	--

栗田町長 議長	に加入をしていただけるように町としても努力をしてまいりたいと思っております。また非常に厳しい財政事情の中でありま すので、ま、ホームページ等々に民間の広告の掲示をする、これも一つの大きな手段であろうと思いますので、今後検討をし てまいりたいとこのように思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。 議場の時計で11時10分まで休憩をいたします。
	休 憩 10時56分 再 開 11時10分
議長 齋部課長	それでは休憩をもどしまして、会議を再開いたします。齋部課長。 先ほど、大西議員さんからのオフトークでのお話の中で、世帯数が違うではないかと言うお話がございましたので調べさせ ていただいております。このオフトークの違いは国勢調査のデータでしゃべらしていただいておりますが、先ほど言われまし た数字は住民基本台帳からの数字でございます。まんのう町の場合には国勢調査3月19日現在として3885、住民基本台 帳は5月31日現在で4304ということでございます。参考のために、国勢調査によります琴南町の3月末の世帯数が 1016、仲南町が1355世帯でございます。この差は何で生じるかということでございますが、子供さんが結婚されまし て1つの家の中で世帯を分けるといった場合に発生するものでございます。よろしく願いいたします。
議長 大岡議員	引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。12番 大岡克三君。 議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、一般質問を行います。まず最初に福祉対策について質問をいたしま す。世はまさに少子高齢化社会であります先般の政府発表では昨年10月1日現在65歳以上の高齢者人口は前年より72万 人増の2560万人となり高齢化率の初めて20%を超え20.04%とのこととございます。ちなみに本町におきましても 65歳以上の方は6200人ほどで高齢化率は29.4%であります。また出生率につきましても全国的には第1次ベビーブ ームの昭和42年が4.32、第2次ベビーブームの昭和48年が2.14で後は右肩下がりとなっております。現在では全 国平均で1.25で香川は1.39ということで本町も例外ではございません。そこで合併協議会で決定している案件ではご ざいますけれども、住民の声ということであえて質問をするところであります。
大岡議員	私は平成15年12月開催の教育民生常任委員会で、敬老年金を改正し、敬老祝い金として節目に支給してはと提言をした ところとあります。これについては、すでに高松市、多度津町が施行していたということもございます。敬老年金を敬老祝い

	大岡議員	金とした場合に生じる財源を子育て支援に充当してはとの観点からでございました。ちなみに８０歳以上の方は個人年金も受給していますし、元気な方は現役で仕事を持たれておられる方もあります。一方子育て中の若者、またこれから子供を生もうとする若者は雇用育児と不安材料は山積をいたしております。合併協議会で決定された敬老祝い金は皆さんもご承知のとおり、数え年で７７歳喜寿１万円、８８歳米寿２万円、９９歳白寿３万円、また満１００歳に到達された方に５万円となっております。そこで敬老年金をもらう人からいたしますと、７７歳、８８歳、９９歳と１１年おきとなっております。十年一昔といいますが、高齢になっての１１年間というのはあまりにも長期間すぎます。私の調査した近隣の市町の状況は丸亀市がほぼ本町と同じ７７歳、８８歳、９９歳以上ということになっております。善通寺市におきましては７７歳、８０歳、８８歳、９０歳、９９歳、多度津町では７７歳、８８歳、９０歳、９９歳、隣町の琴平町におきましては、金額は別といたしまして７５歳から１００歳まで５年おきに支給をいたしております。そこで祝い金趣旨から支給するとなればもう少し節目の年、たとえば８０歳傘寿、９０歳卒寿を追加してはとの思いをいたしますが、現行での支給は９月支給ということでありますので、まだ支給されていないこの時期にそのようなお考えはないものか、また傘寿、卒寿が除外された理由はどのようなことからか、お伺いをいたします。次に子育て支援について質問をいたします。ま、少子化対策では特効薬がないのが現状であります。国についてもいろんな施策を今後展開するということでもありますけれども、我々自体も特に若者が合併してよかったと思えるような町にするためにも、独自の子育て支援の充実が必要と思われます。町長の施政方針にあります中学校卒業までの医療費無料化、第３子以降の保育料無料化、また出産相談体制の整備はすばらしい事業であります。子供はまんのうの宝でもあります。将来のまんのうのための投資ということで他の歳出をカットしてでもとの思いであります。ところで合併協議会で決定されております出産祝い金は、第１子５万円、第２子５万円、第３子以降一人につき１０万円ということで決定をされております。旧３町の支給は割愛をいたしますけれども、ま、この中で仲南町については、第３子以降３０万円ということでございました。それらを勘案しますと旧仲南町では第１子、第２子の支給状況がありませんでしたので、今回の改正は子育て支援策となりますが、旧琴南満濃については大幅な減額となり、今までの制度の目的はと考えるところであります。ま、しかしながら中讃広域圏の他市町は現時点では祝い金制度を廃止されております。琴平町についても、今年月に廃止をされておりますけれども、自治体も独自の政策での競争の時代であります。折しも本議会にまんのう町過疎地域自立促進計画の策定が上程され、旧琴南地区の人口目標を平成２１年で３２００人とし、この実現を図るためさまざまな施策を展開するとあります。私はそのようなことから、他町より手厚い施策が必要でまんのう町ですんで良かった、さらにはまんのう町で住みたいと思えるような思い切った投資が必要かと思えます。そこで少子化対策としての即効薬とはならないかもしれませんが、子育て支援の一環
--	------	--

	大岡議員	としてまた若者に希望をもってもらうためにも旧満濃町の制度に戻し、給付も合併時にさかのぼってはとの思いでございますけれども、町長のご所見をお伺いいたします。 次に公共施設整備について質問をいたします。施政方針の中で新町総合計画など主要な基本計画を公募による議員を含めた策定委員会を立ち上げ早急に策定し、また学校統廃合は住民の意見を聞きながら整備を進めていく方針とのことであります。なお老朽化した学校施設改修は急務ということで、今議会に満濃南小学校体育館、琴南小学校の耐震構造予算が計上され、さる２２日開催の全員協議会でその説明は受けたところです。中学校の整備については、昨年の第１回定例会で質問をいたしましたが、教育長さんも新任となりましたので再度質問をいたします。現在の満濃中学校は私の一級後輩から在学をしたところで、第１次ベビーブーム時代の建築で築４０年を経過し、当然耐震構造も不備で老朽化をしています。私は基本的には、人口２万人、生徒数５００人ほどであれば、同じ行政区では中学校は１校でという思いがしておるわけであります。ま、それにはクリアをしなければならない、課題は当然、この広大な面積の町ですから、ございます。前回の質問では合併と同時に１校でという調整は不可能化といった質問をしたところでございます。旧町の事情はあると思いますが、主体は子供たちでございます。義務教育課程の３年間は子供たちにとっては、単期間であろうと思います。ま、そのような観点から、早期整備をとの思いでございますけれども、ご所見をお伺いいたします。また、先ほど申しましたとおり、主体は子供たちでありますので、そのようなことから中学校統合について、旧琴南町の生徒自身や、保護者を対象とした早期アンケート調査のお考えはないものか。以上、教育環境整備で２点ほど質問をいたします。 次に公共施設整備で総合公園事業について、３点ほど質問をいたします。私の初めての一般質問は１５年ほど前になりますが、住民の声ということで、町民の体力づくり、また交流の場となるよう大規模体育館、さらにはナイター設備を充実した野球場や町民が自由に利用できるプールを有した総合公園整備について質問をした経緯がございます。当時の町長さんは、土器川河川敷や国営讃岐まんのう公園のスポーツゾーンの中で検討するといった答弁でございました。会議録を読みますと、つい昨日のこのように感じるわけであります。また合併をした今日を考えると、施設整備は長期展望にたって取り組まなければならないと実感をしているところでもあります。ところで、さる５月２２日開催の全員協議会で総合公園整備工事工区割図に基づいて説明があり、その後、高屋原現地視察を行ったところです。現地西詰めは中讃広域圏での健康生きがい中核施設を計画していた場所でもあります。東側進入路付近はすでにアスレチック広場、公衆トイレ、多目的広場も完成し、今回工事の第１工区の進入路と東側駐車場整備が完了すれば、それらの完成している施設を開放するというところでございます。ええ、本日の議案にも第１工区また第２工区の工事請負締結が条例提案されておりますけれども、ま、このようなこの公園の投資予定
--	------	--

	大岡議員	額は、来年度分を合わせて１２億円ほどで、国費が４億ほど入っている現状でありますけれども、町長の施政方針で健康生きがい施設とは切り離しての整備ということで国費との関わりを心配していたわけでありまして、先ほどの答弁等で安堵しているところであります。ま、第１工区の工事については、早期完成をさせ、すでに完成されてる施設を有効利用させるべきとの思いでありますけれども、２工区３工区の工事については全員協議会で私の所見は申し上げましたので、割愛をいたします。 さて、昨年９月定例会で総合公園全体の名称募集をしてはとの質問では、機会を捉えて募集するといった答弁が課長からございましたが、その時期は到来していると思われませんが、いつ頃どのような方法でされるのかお伺いをいたします。また合併をして１９４キロ平方という広大な面積とする中心地を考えますとかなり南部となりますけれども、人口分布面等を考慮すると、この地が旧３町の中心地と言えなくもない。そこへ多くの財源を投入してまいりました。そういった点でも開放する時はできる限り大勢の住民の方々に来ていただき、施設を知っていただくためにも、施政方針の中にもございますけれども、開町式をされる予定でありますけれども、そういった中のイベントの中へ組み込んではとの思いをいたしますが、この点については、どのようにお考えかお伺いいたします。さらに町長の施政方針の第１に上げられております、旧３町の融和と発展という面と健康づくりの観点から、継続性のある利用策は考えられないものか併せてお伺いをいたします。 最後に公共施設整備で健康生きがい中核施設についてですが、この点については従来から何度も質問をしてまいりました。当初は中讃広域圏の方々が大勢利用できる施設内容と、また琴平町の憩いの郷「ウェィスポ」工事着手以降は内容の見直し、さらには凍結といった提言をしてまいりました。現在までに予算を投入してきた既成事実があります。ま、県下でも最後となった広域圏施設、町長さんも見直しを公約に掲げてまいりましたが、施政方針で委員会を立ち上げ結論を出すとのこと。さる２２日開催の全員協議会で町長さんのお考えは伺ったところでございます。そこでこの事業は当初は建設に当たっても機能研究会が組織され、栗田町長さんはじめ議場にも委員であった方が多数おられますが、審議結果はすでに報告済みであります。また新町総合計画策定では公募による委員を含めた委員での委員とのことですが、３町の融和を図る人選、さらに町長さんの公約でもある女性委員の登用などと憶測をするところですが、委員さんの役割は大きい部分がありますが、人選はどのような方々をされるのか、また、新町建設計画では、公共的施設の統合整備は随時検討していくものとなっておりますが、生きがい施設については、中讃広域圏市長の今後の協議による流動的な面はあるようですが、是非も含めて委員会の結論は、ということですが先ほど川原議員さんの町長の質問で、答弁で今年度中に目処とするというようなことが言われておりますので、通告には挙げておりましたけれども、その点については理解をいたしました。
--	------	--

	大岡議員 議長 町長	以上、本定例会におきまして、質問をいたします。 町長 栗田隆義君。 大岡議員の質問にお答えいたします。まず敬老祝い金制度の充実についてであります。このことにつきましては、3町合併協議会において、決定された事を受けまして、毎年9月に支給するというものであり、数え年で節目に当たるいわゆる喜寿、米寿、白寿及び100歳以上のかたに長寿をお祝いするという事で実施するものでございます。もっときめ細やかに支給してはというご意見であろうかと思いますが、喜寿の祝いは他にもあるわけでありまして、どの程度まで祝い金を支給するのかということは、今後の検討課題とさせていただき、まずは本年度は、予定通り実施いたしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。 次に、子育て支援についてであります。出産祝い金制度の充実についてということでございますが、ご承知のように今、全国的に少子高齢化が進んでおります。最近の報道によりますと合計特殊出生率は1.25まで下がってきており、国としても憂慮される状況にあるといえます。そのような状況の中、少子化対策子育て支援は、国、県市町村が総合的に進めていかなければならない重要課題だと考えております。その一環として、児童手当で支給制度、乳幼児医療支給制度、出産祝い金支給制度等々さまざまな施策が展開されております。議員さん御指摘のように、旧満濃町においては、出産祝い金制度について大変手厚い配慮がなされておりました。しかしながら、これにつきましても合併協議会の決定事項におきまして、第1子、第2子5万円、第3子以上10万円を支給するということになっております。一方乳幼児医療支給制度の対象年齢は4月1日より9歳から15歳までに町単独事業として、拡大され児童手当法も改正があり、4月1日より小学校3年生から6年生までに支給年齢の引き上げが行われました。さまざまな施策により少子化対策、子育て支援を考えていかなければならないと考えておりますが、出産祝い金支給については、本年度は合併協議会の決定のとおり進めていきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。 次に満濃地区の総合公園整備についてであります。総合公園の名称はいつどのような方法で決めるのかというご質問でございますが、現在建設課において、開園の一部開園に向けての準備が鋭意進められておりますが、本年度の舗装工事等の関係から一部開園はこの秋になると思われますので、それに合わせて名称の公表を行えばというふうに思っております。募集につきましては、広報等、まんのう町ホームページを利活用し広く住民の意見を集約いたしたいと思っております。2番目にオープン記念を開町式に組み込んでというご質問でございますが、開町式は本年度に開催いたしますが、時期と内容については未定であります。総合公園のオープン記念は一部開園箇所が少年野球場と複合遊具のアスレチック広場になりますので、野球
--	---------------------------	--

	町 長 議 長 尾 鼻 教 育 長	大会等子供たちによる演出ができればと思っております。具体的な計画と方向性が見出せるまで今少し時間をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。 次 3 番目、継続性のある利用施策はという質問でございますが、総合公園建設につきましては、元来健康生きがい中核施設との併設による相乗効果を願ったものであったため、今回の方向転換によりあらためて事業規模と全体構想の見直しが必要となっており、この秋、国に対して工期変更と事業内容変更に伴う事業変更認可を受けなければなりません。この事業内容変更を検討する上で基本に立ち戻り、この広大な総合公園区域を本来の都市公園施設として機能を持たせ、さまざまな年齢層の住民が有効利用のできる施設作りを行う必要があると考えておりますので、早急に整備計画策定委員会を立ち上げ、ご指摘の継続性のある利用施設にするにはどうすればよいか、広く広報、ホームページを利用してさまざまな意見を取りまとめながら進めていく所存でございます。 次に、健康生きがい中核施設の見直しを考える上での検討委員会の人選と結論の時期についてであります。健康生きがい中核施設の見直し問題では、先ほども述べましたように中讃広域管理者会の容認と町 4 箇所の温泉経営施設等の経営評価を行い、その総括として、本町には何が必要かを見極める必要が重要であろうというふうに考えております。ま、その理論を経て構想を練ることとなろうかと思ひます。検討委員会の人選につきましては、幅広く民意を集約する必要があるため、各種団体一般等から参加をお願いすることになろうと思ひます。結論の時期につきましては、先ほど申し述べましたように残された時間がわずかでございますため、今年中には、方向性を見出す必要があると思ひますので、どうぞよろしくご理解ご協力のほどお願い申し上げます。 教育長、尾鼻勝吉君。 大岡議員さんから質問がありました、2 番目の教育環境の整備について答弁させていただきます。まず、最初の満濃中学校施設の早期整備はということにつきましてですが、現在の満濃中学校は昭和 3 5 年から順次整備をはじめ、昭和 3 9 年 4 月 1 日に現校舎が完成いたしております。その後、昭和 6 2 年から 6 3 年に校舎の大規模改修が行われまして、また平成 6 年から 7 年にかけて便所の大規模改修がなされ現在に至っております。ま、その後の幾度かの建築基準法の改正によりまして、耐震強度については問題があるのが現状でございます。今、東南海、南海地震が近い将来起きると言われておりますが、このことから生徒の安全確保、また地域の緊急避難場所としての施設としての早急に何らかの対応を必要と考えております。今後早期に教育委員会で検討を行うとともに、また議会とも協議を行いまして、早急早期に施設整備を行うべく作業を進めていきたいと考えております。それから、2 つ目の中学校の統合について、生徒保護者への早期アンケート調査はということでございま
--	-------------------------------------	---

	尾 鼻 教 育 長 議 長 大 岡 議 員	すが、現在琴南中学校と満濃中学校との統合については、琴南中学校の生徒が今５６名在籍いたしておりまして、非常に少なくなっております。で、今後も人口推移で見ますと減少傾向は続く見込みであります。このことから、学校経営や生徒のクラブ活動などの問題から自ずと支障をきたしてくるということは明らかでございまして、このことから教育委員会では、将来の学校統合に向け協議を行いまして、方針を出していきたい、そんなに考えております。またあの、当然この方針を出すまでの過程におきましては、保護者生徒の皆さん方へのアンケート調査も当然必要になってくると思いますし、あるいは地域住民の皆さん方のご意見の集約といったことも必要になると思います。学校というのは地域の文化拠点でもありますので、そういったことも考慮に入れた中で考えていきたい、そういうもとに今後の方針を出していきたい、そんなに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。 １２番 大岡克三君。 １番最初の敬老祝い金制度について再質問をいたします。ま、傘寿、卒寿が除外された理由はということを通告書に挙げておりましたけれども、答弁はございませんでしたけれども、ま、財政改革の一環ということで除外したと認識しておりますので、その点については了解いたしますけれども、財政面から少し質問をさせていただきますけれども、ま、敬老祝い金対象者は５月１日現在で本町３７９名ございまして、当初予算で５４１万円計上されております。従来は敬老年金として、８０歳以上のかたに旧３町が支給をしておりましたけれども、琴南町につきましては、７５歳以上から年９千円支給をしていたということであります。ところで新生まんのう町では８０歳以上の方は約１９００名ほどございまして、これを従来の敬老年金支給でいきますと、旧満濃町の年金支給額でいきますと１９００名でありますから２０３６万円ということになります。旧琴南町の年間支給額１４０００円でいきますと２６００万円ほどとなります。当初予算計上とは対比しますと４倍ほどになるわけでありまして、また、少し提案ささせていただきますと８０歳傘寿、９０歳卒寿の方は合わせて約４００名弱であります。そのようなことで、８０歳、９０歳を今回合併協議会で決まった７７歳、８８歳に近づけた支給でいきますと９６５万円、当初予算とあわしても９６５万円ということで旧満濃町の敬老年金を支給していました支給額と対比して約２００万円の減、ということになります。ま、そのようなことで、財政改革の一環で除外ということであれば、町長が申されましたように、再考の余地はあるのではないかとこのように思っております。ま、財政面から再質問をさせていただきました。 ま、次に教育長ですが、アンケート調査ということで必要があるということでございますけれども、当然地域の方々の意見もということでもありますけれども、冒頭に質問いたしましたように、やはり子供が主体でありますので、アンケートについては保護者、生徒を中心にアンケートをとるというふうに臨むわけでありまして、ま、整備についての今当初予算については、
--	--	---

大岡議員	一切計上はされておりませんが、ま、校舎、体育館、プールとかいろいろ施設がございますけども、基本的にはどのようにお考え、教育長として、どのようにお考えか、その配置について、その部分を質問させていただきます。以上です。
議長	町長 栗田隆義君。
町長	大岡議員さんの再質問にお答えをいたします。あの大岡議員さんご指摘のとおり、傘寿、卒寿の方々にも敬老祝い金を支給すればより決め細やかなものになり、該当者には喜ばれると思いますが、財政状況等を勘案しながら検討をしてみたいと思います。ちなみに参考までに申し上げますと、この傘寿卒寿のかたに祝い金を支給するとすれば474万円ほどの金額になるかと思います。
議長	教育長、尾鼻勝吉君。
尾鼻教育長	再度の質問に対してお答えいたします。 当然言われたとおり、子供たち、児童生徒が基本でございまして、児童生徒たちのためにどうあるべきか、その環境を教育環境をどう整えていくかというのが我々の使命だと思っております。で、そういうことから、アンケートとか言うことについても当然、そういう基本を理念において調査実施していくことになると思います。それから校舎、プール、体育館の位置ということなんですが、これは統合に向けてとかいろいろ考え方ができると思うんですが、現時点では、そういったものを含めた形で今後満濃中学校をどういう形にしていくか、といろいろな要素が加わってくると思うんですが、そこな辺を含めて調査を進めていくということでお答えさしていただきたいと思います。よろしくお願いします。
議長	引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可します。11番 黒木 保君。
黒木議員	議長にお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。私は定例本会議におきまして、新しいまんのう町の初代町長として、就任され若さと実行力で町民の皆様、町職員と一緒にあって共に考え知恵を出し、創意工夫を凝らして、計画を立て、みんなで力を合わせて汗をかき実行し、小さくてもキラリと輝く町すなわち町民ひとり一人が生きがいや誇りを持って生活する活力溢れる町づくりを目指して、大海に出航されたことに対して、まずもってお喜びを申し上げ、期待するものであります。私の質問は1つに行財政改革の推進について、2つに地場産業の活性化や、観光特産品作りによる誇りある町づくりの推進について、3つに学校教育の充実についてであります。いずれも町長の施政方針に基づく内容で、私も小さくてもキラリ輝くまんのう町にするために認識を同一にして取り組むためであります。1つの行財政改革の推進について、町長は職員管理計画では先ほど川原議員なり、前もって各議員からの行財政改革でもお答えがありましたので、これについては、前倒し等につきまして、町長のこれからのご努力に対しまして、お願いを申し上げ割愛をするつもりでございます。行財政改革の

	黒 木 議 員	もう1つの一点として民間委託を検討してまいりますということですが、どのようなものを民間委託をして考えになっておるかをお答え願いたいと思います。 2つに地場産業の活性化や観光特産品づくりによる誇りあるまちづくりの推進について、町長は農業を支える担い手、新規就農者の育成するとともに農業従事者の認定、農業者への支援や農業施設や地産地消の推進を進めて地場産業の活性化や観光、特産品作りによる誇りある町づくりを推進するとお考えであるが、全国どの市町村においても同じ問題で取り組んでいることでもあります。特にわが町においては、農地の基盤整備が遅れて、担い手新規就農者の育成以前に早急に取り組んでほしいと思います。また観光地ということで全国に発信するため、満濃池国営讃岐まんのう公園の玄関口として、私も議会に出た当初、J R出身でございますので、満濃駅というものをJ R、琴電等に働きかけ、ぜひとも満濃の観光ということで設置または今回新しくまんのう町となりましたのでぜひとも設置または拝命等に働きかける考えはないでしょうか。その点をお答え願いたいと思います。 3つに学校教育の充実についてであります。大岡議員の方から、中学校の統合等について質問がございましたけれども、私はこの新しいまんのう町に合併する以前から、仲南地区琴南地区に行われましては小学校の統廃合を取り組んで、改革に向けて新しいまんのう町が発足したように考えております。そういう中で満濃地区におきましては4校の小学校がございます。そういう小学校の統廃合を町長として個人的に私も話しましたが、町長は学校改革に対しては、このようにしていくべきであるというような話もしたので、さすが、県議会においての教育民生常任委員長をされた実績もあるものだと思います。学校の統廃合について、町長のお考えをお答えください。また新しいまんのう町として、琴南地区、仲南地区において、小学校の廃校がありますが、有効利用が必要と思います。どのようにしていくのか、お示し願いたいと思います。すでに廃校になった小学校の運動場におかれましては、草が生えてどのようにしていくのかという、住民の心配もございます。ぜひこのような有効利用等を考えて、どのように考えておるかお示し願いたいと思います。また、先般の建設経済常任委員会におきましては、意見書の議論をしまして、後、3地区の各施設を見てまいらしてもらいました。そういう中で先ほどから出ておりました、琴南地区におかれましては、健康ふれあいの里、仲南地区におきましてはサンスポ、満濃におきましては中核生きがい施設の場所となる総合公園、この莫大な今までに投資した資本、資金を本当に直に見まして、小さくてもよりよい町にするために、本当に琴南地区の健康ふれあいの里をこないだ見まして初めて見まして、ああいう施設があるにもかかわらず中核生きがい施設に野球場ができ、仲南のサンスポには立派な野球場ができ、この2万近くの町内に3つの野球場ができております。これをどのように活用するのか。われわれ生涯スポーツの推進に今まで取り組んでまいりましたが、本当に健康ふれあいの里
--	---------	--

	黒 木 議 員 議 長 町 長	の事務所の方へ昨日電話しました。一時間１０００円で貸してくれるということで、８時間借れば８千円というお金で借れるということで、今度生涯スポーツのほうでも是非活用していくと言うような努力も考えております。しかしながら３つの野球場、２万の人口の中で３つの野球場ができました。どのように活用したらいいのか、また跡地の小学校をどのように活用するのか、本当に心配が絶えません。ぜひ町長の本当の実行力でぜひとも改革をしていただきたいと思います。以上で終わります。 町長 栗田隆義君。 黒木議員さんのご質問にお答えいたします。まず行財政か企画の中の民間委託につきましては、本当に行政がやらなければならないもの、民間に委託しても住民サービスの低下を招かず、なおかつ経費削減に繋がるものを選別していく必要があると考えております。 たとえば旧仲南町は委託しておりましたし尿汲み取りなどの現業部門や、大きな問題ではありますが、学校給食、保育所、など聖域を無くし、検討してまいりたいというふうに考えております。また、役場用務員を廃止して郵便物を現在郵送しておりますが、これが本当に良かったのかどうかということも今後検討してまいりたいと思っております。どちらにしても、行財政改革大綱を早急に策定する必要があり、まんのう町の指針を明確にすることが大事であると考えております。 次に農地の整備についてであります。今、農業をとりまく状況は非常に厳しい問題が山積をいたしております、なかなかそれらの問題から脱皮できない状況の中におきまして、地域の総合的整備農作業の効率化、農地の集積、コストの削減等を図るために、基盤整備事業は農業振興施策においても今後最も重要な位置づけというふうに考えております。しかしながら直接個人の財産に関わる事業でもあります。そのため地域全員の強い合意形成は不可欠であります。また同時に地域のリーダーの必要性など事業実施に当たっては非常に難しい点多々あるかと思っておりますので、十分事前協議をしながら進める必要があるというふうに考えております。次にまんのう駅についてであります。新町誕生を記念して、全国にまんのう町を情報発信するようにまんのう駅を設けることのご提案ですが、大変時期を得た提案だと承ります。これを推進するに当たりまして、まず課題となりますのは塩入や羽間という地名に誇りを持ち、慣れ親しんだ地元の方々への説明をどのように行いご了承を得るか、この点に円滑に行う必要があるかと思っております。次にＪＲ四国とかコトデンの同意を得る必要があるかと思っております。もし得られた際には看板や時刻表など掲示物や印刷物を修正する費用がかかってまいります。かつてＪＲと協議をした際には、負担は要望する側が担い、概算であります、これには最低でも１０００万円はかかるのではないかという回答を得られたことがございます。また３番目にはＪＲの経営方針との調整が必要になってまいります。ＪＲ四国は民営化の際に株式の売却益を積み立てた基金から何億円もの経営支援金をうけて収支の赤字を回避してまいりました。ところが来年度は民営化後２０年が経過
--	--------------------------------------	--

	町長 議長 黒木議員	し、基金からの交付金がなくなりやに聞いております。以上名称変更にはこうした状況の中で協議することになり、環境条件の変転を見極めながら方向性を探ってまいりたいとこのように思っております。 次に学校教育の充実について、学校統合をどのように計画されるのかというご質問でございますが、まず第1儀的に教育委員会におきまして、教育的見地及び財政的見地を踏まえまして、今後の児童数の推移やまた保護者や地域住民の方々のご意見を拝聴し協議を行っていただきまして最善の答えを出していただき、それを議会にお示しし、議会におきましても十分ご検討いただき今後のまんのう町の学校統合を考えていきたいというふうに考えております。 次に学校跡地の有効利用をどのようにするのかというご質問でございます。学校統合後の跡地の有効利用についてであります。琴南東小学校、仲南西、東、北小学校と、現在4校の学校施設がございます。合併までにそれぞれの町におきましても跡地利用については、いろいろ慎重検討されてきたということでございますが、これといった決定的な利用案は出ていないのが現状というふうに聞いております。しかしこれら貴重な地域の財産でありますこの施設をこのまま放置しておけば維持管理費がかさむばかりで施設の傷みが進み老朽化するばかりでありますので、今後早急に町内で新たなプロジェクトチームなどを立ち上げ、有識者のかた一般の方々にも参加をしていただいて、有効利用について検討を進めてよりよい有効利用の方針を検討していきたいと思っております。また同時に黒木議員さんからご質問がありましたように、ふれあいの里、サンスポーツランド等々新しいまんのう町にもすばらしい立派な施設がたくさんございます。そういった施設をまんのう町あげて有効に活用していく方策、いろいろ今後も考えてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 11番 黒木 保君。 町長さんの明快な説明を受けまして、今後キラリ輝くまんのうを目指しておられるということはよく分かっております。しかしながら本当に言葉だけでは新生まんのう町が不安ばかりでございます。まんのう駅につきましても、やっぱり行政がほんとのやる気で企業に働きかけ住民に働きかけ、そして取り組んでいくのが本当の行政のやる手腕でなかろうかと思っております。この3つの大きい野球場につきましても、私も当初三原脩にちなんでまんのうには三原球場をつくろうと言うような機運がございましたけれども、あの総合公園におきましても、多目的広場という最初の説明でございましたけれども、いつのまにか野球場、そしてまたアーチェリー場と話しておりましたけれども、いつのまにかゲートボール場、そのゲートボール場が今後どのように活用されるのか我々も期待をしております。仲南のゲートボール場は芝生がもげて今ここは何をしておったのかというような現状でございます。口先だけでは本当にこのようにしたい、あのようにしていくということは聞きますけれども、最後にはほんとにみすばらしい施設になっていくと、そういうことでございます。ぜひそのそういうことがないように肝を命じて
--	---	--

	黒 木 議 員 議 長 小 亀 議 員	その施設等につきましては、取り組んで参ってお願いしたいと思います。このほんとにあの小さいことですが、そのゲートボール場、あの施設に2面のゲートボール場をしてほんとうに不安でございます。もう少し1人の声が大きければ、そのような形で進んでいくというようなことが行政のほうで取り組まれたのでは今後大きいミスが出てくるのではないかと考えますので、その点よろしくをお願いしたいと思います。 答弁は要りませんか。 (はい) それでは議場の時計で1時10分まで休憩をしたらと思います。1時10分にお集まりをお願いいたします。 休 憩 1 2 時 9 分 再 開 1 3 時 1 0 分 それでは休憩を戻しまして、会議を再開いたします。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可します。2番 小亀重喜君。 議席番号2番 小亀重喜です。発言の許可をいただきまして、通告書のとおり一般質問を行わせていただきます。新人議員としてはじめての一般質問でございます。発言内容に不穏当な点もあろうかと存知ますが、どうか誠意あるご回答をよろしくお願いいたします。 本年3月、激動の中新しいまちがスタートしました。先頃ベストセラーとなった「国家の品格」という新書から引用するまでもなく、世界の中での日本の位置づけが低下する一方、日本という国家においても伸びる都会と沈む地方という2極化が急速に進んでいます。高齢化の進行、人口減少を背景に凋落への危機に瀕するこの地で、私たちが生きていくということはどのようなことなのか、私はこのまんのうで生きていく中でいかに品格を保つか、すなわち誇りをもてる地域を作り続けるにはどうすればよいのか、問われているのだと強く感じております。もちろん地域づくりには、町長の舵とり、行政職員の奮闘は欠かせません。しかし、常に中心にいるのは地域住民自身であります。町長の施政方針にも述べられておりましたが、これからのまちづくりのキーワードは真の意味での住民の自立、この言葉に尽きると考えております。 今回の私の質問は3点。その自立すべき住民の声に真摯に耳を傾け町民の視点に立ち、今後の町政運営に対する疑問を集約してまいったつもりです。まずは、「地域コミュニティへの支援」、次に「情報化の取り組みと住民参加」、そして最後に、住民の自立をバックアップする「行政運営/組織のあり方」について質問させていただきます。
--	--	--

	小 亀 議 員	それでは早速1番目の質問、「地域コミュニティへの支援」についてお伺いいたします。 施政方針の中で、「健全で住民がつくるまちづくり」と掲げられ、その主要施策として「地域単位の自治会活動の支援」と簡単明瞭に触れられましたが、まずはその具体的な内容をご提示頂きたいと考えます。ただ、ご認識いただくべきは、1100万円余りの予算が計上されておりましたが、「自治会助成金」に見られるような旧来型の予算のバラ撒きでは地域は何も変わらないということです。確かに自治会とは、読んで字のごとく、本来は自らが意思を持ち治める会であるはずです。“地域のことは地域の主体性に任ず” 誠に心地よく聞こえる言葉ですが、行政と地域が長期展望を共有せず手をこまねいてきた結果、地域を構成する各戸、各個人の力は強くなっても、地区総体としての力、「地域力」は、ますます脆弱なものとなっているのではないのでしょうか。 また、過日の総務常任委員会において、琴南地区をはじめとして、自治会再編の取り組みが進められていることはお聞きしましたが、戸数の少なくなった自治会を束ねるという、応急処置的な対応だけでは不十分だと考えます。逆説的ではございますが、「住民の自立」を実現するために、 行政府は傍観者のごとく自治会や地域活動を外から眺めるのではなく、勇気をもってその中に足を踏み入れ、様々な問題点を深く考察した上で、地域住民とともに新たな「コミュニティモデル」を再構築する、そのようにスタンスを転換する必要があるのではないのでしょうか。 自治会長を中心とする自治会組織の他にも、各地域には、婦人会、子ども会、PTA、民生・福祉環境美化の代表者、はたまた防犯・交通安全のご担当、また、その土地の神社のお世話役、水利関係の責任者など、地区ごとに様々な役割、機能が張り巡らされています。しかしながら実情は、永年その役割について検討もされず、ただ輪番制で役を回していたり、中には行政下部組織として制度疲労を起こし、形骸化が進んでいる活動も見受けられます。高松市、丸亀市など、近隣の自治体では、コミュニティ制度を取り入れ、新たな地域づくりに取り組み、具体的な形も現れ始めています。注目すべきは、資料として添付しました「飯山南地区コミュニティ推進協議会」の組織図です。ご覧の通り、従来の自治会という枠を超え、ミニ行政府、いわば自治体に近いコミュニティ組織を目指していることが見て取れます。地域における、既存の様々な組織や活動を集約、俯瞰し、いったんそれらの合目的性を見直しながら再編成する。 残念ながら、ここまで進めるには、純然たる地域住民だけでは困難だと思われます。 行政府が“誘い水”となり、 地域住民との共同作業を経てこそ創りあげることのできる、次代のコミュニティモデルだと思います。我が町、“まんのう”において、「地域単位の自治会活動の支援」という言葉の先に、このような到達目標が見据えられているのか、それとも“従来の自治会組織の継続”を是としての支援なのか、その認識の違いによって、自ずと以降の支援のあり方は、大きく変わってくるものと思われます。「住民の自立」という観点に立ち、支援の具体的な内容とともに、 理想とされる地域コミュニティの将来像についても、町長並びに執行部のお考えをお聞かせいただければ幸いです。
--	---------	---

小 亀 議 員	続きまして、2番目の質問、「情報化の取り組みと住民参加」についてお伺いいたします。 施政方針では「情報化の取り組み」として、電子自治体の構築に向け、庁舎内のLANや支所間での効率化を推進する、と述べられ、予算書の中にも、かがわ電子自治体システム運営負担金として、590万円が織り込まれていました。今後の事業推進のスケジュール、そして住民にとってのメリットを、具体的にご説明頂きたいと思います。 そもそも「電子自治体」の主目的は、行政運営の効率化という、組織内に向かったものではなく、自治体がITを活用し、住民の利便性、満足度の向上をはかるために取り組まれるべきものと、私は認識しております。また最近では「観光情報の発信」、「地域交流」、「防災」、「防犯」といった、さまざまな分野でITの利用が検討、実践されていると聞いております。まだ事業は端に着いたばかりかもしれませんが、残念ながら現時点では、ネットワークを整備し、各課全ての机の上にパソコンが配備され、なるほど、庁舎内は便利になったかも知れないが、 私達の生活は何も便利になってない、利便性は享受できていない。これが住民の率直な感想ではないでしょうか。また併せて、「電子自治体の構築」という連携大プロジェクトの完遂を待たずとも、すぐ取り組める情報化施策があると考えます。なぜ本気で取り組まないのか、 私は強く疑念を抱いております。 現在、当町の住民への情報発信ツールとしましては、まずは広報誌が挙げられます。発行頻度も少ないとは言えませんし、行政エリアが広がったにもかかわらず、住民の方々の意見などを取り入れ、見やすい紙面を心がけられており、担当職員の方々の努力には敬意を払っているところであります。しかし、まち中で、特に多忙な生産年齢層から聞こえてきますのは、「より早く」「より詳しく」、「より分かりやすく」と、住民の公的情報に対する欲求はますます強まるばかりです。そのような中、他の有効な情報発信ツールは？と考えれば、やはり「ホームページ、インターネットの活用」に行き着くものと思われます。確かに、つい数年前までは、広報活動においても、アクセサリ程度の位置づけでよかったのかもしれない。しかし、もう「ITやネットは都会の話」と片付けられなくなってきました。資料としてお付けしましたが、みなさんもお存知の通り、昨年夏の全国統計では、香川県のインターネット普及率は71.7%、都市圏を10%以上引き離しての全国第1位です。今やホームページの積極的な活用は、より多くの方々に速報性も持って情報を発信するという意味で、ライフラインのごとくその重要性が高まっています。 今すぐ取り組める情報化の取り組みとして、新町発足に伴い、全面リニューアルを図られた、まんのう町の公式ホームページに注目させていただきました。最初に「ホームページの運営」についてお伺いします。まず、ホームページへの掲載する情報の規準、この情報は載せるが、これは載せないなど、何かルールを設けておられるかどうか、お聞かせください。 考えますに、当町に限らず、楽しみを目的として住民が役所に訪れることはほとんどないでしょう。特に若年層は、電話で済ませられない届出や問い合わせのため、忙しい仕事の間を縫って“しぶしぶ”ながらカウンターへとやってきているのが現状です。ですから、ネッ
---------	---

	小 亀 議 員	トでできるものはネットで済ませたい。若い世代がそう感じるのは当然だと思います。極力制限を設けず、たとえ少々形態が整っていないくとも、公開する情報は多ければ多いほどよいのではないのでしょうか。また、各種届出、申請書類の雛形をライブラリー化し、ダウンロードできるようにするなど、少しでもネット上での利便性を高めるべきだと思います。情報公開条例に沿い、窓口に来られた住民の申請により、はじめてキャビネットから取り出す、というのではなく、一歩進めて、積極的にWEB上での情報公開を行う、そのような姿勢が望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 次に情報の鮮度の問題です。新たな情報を発信し続けていく、ということについて伺います。どれ位の頻度で更新をしているのか、あるいは努力目標があるのか、ご回答ください。執行部においては、各課とも、毎日新しい情報はあまり発生しない、と考えていらっしゃるかもしれません。しかし、実は気付かぬだけで、住民との接点の数だけ情報は発生しているはずです。窓口に来られた方や電話での問い合わせにより、各課に寄せられた町民からの素朴な疑問、そして担当者の応対、それをQ&A方式で日々更新していけば、住民感覚にフィットした、素晴らしい“生きたサービス案内”が出来上がるはずです。また、この議会を例に取りましても、全国に目を移せば、山間部の小規模な組織ながら、議事の即日公開はもちろん、タイムラグなしで、議会の生中継を行っている自治体すら、多数ございます。情報の速報性を考えたとき、更新の努力目標は必須と考えますが、いかがでしょうか。続いて、バリアフリーが叫ばれて久しくなりますが、それは、WEB上でも考慮しなければならない重要な視点です。このまんのう町においても、勤務先をリタイア後、パソコン教室に通われる方などシルバー層のパソコン習熟熟はとても高いものがあります。高齢者でも、ハンデのある方でも、誰もがスムーズにアクセスが出来るようなホームページを目指すことが求められます。サイトのユーザビリティ並びにアクセシビリティについて、どのように考えられているのか、お聞かせください。さらに、ホームページを「情報提供」のためだけのツール、としてではなく、住民の方々の「意見の集約の場」としての活用、という観点からも捉えるべきだと思います。現在でも、アンケートや問い合わせの機能は設けられておりますが、サイトのリニューアル後3ヶ月、残念ながら、有効な活用や民意の蓄積も見られません。旧町のホームページで開設されていた「掲示板」すら姿を消しています。ときに誹謗・中傷などが投稿され、管理の困難さは理解できますが、それを越えたところこそ活用の効果が現れることも事実なのです。今後、窓口での業務改善と同程度のウェイトで、WEB対策を講じる必要があることをご承知おき頂きたいと考えます。インターネットを利用し、広く町民からの疑問・要望を受け止め、真摯に、かつ迅速に回答していく仕組みをどう構築し、稼働させていくか、お考えをお示しください。以上公式ホームページについてお訊ねしましたが、サイト運営は、大規模な電子自治体の構築のように多額の費用が必要なわけではなく、わずか数万円のパソコンと月数千円のブロードバンド環境さえあれば、早晚取り組めるはずです。また、現在、「町外の方向け」や「キッズページ」も設けられておりますが、「ホームページ＝遠方からのアクセス」という構図ではなく、町内近隣の住民に向けて、どう充実させていくのか、という観点でお答え頂きたいと思います。
--	---------	---

	小 亀 議 員	以上これまではWEB上の住民参加についての質問であったが、結びとして、バーチャルではなくリアル、実態としての住民参加についてお聞きしたいと思います。 町長が述べられた施政方針の中では、「町民の皆様と一緒に…」や「策定委員会をつくり…」、「住民の意見を聞きながら…」等、随所に民意を汲み上げようとする意向が伝わってまいります。それはそれで素晴らしい所信と、敬意を表しますが、議会制民主主義が始まって以来、「民意の反映」は永遠の課題です。旧町時代の取り組みを振り返ってみても、結果として住民参加という主旨から外れてしまった委員会もあったのではないのでしょうか。影響力のある、発言力のある個人を委員会へ招聘し、偏狭な意見が全町民の意向がごとくにすり替わったり、局所的な不満足を抑えるために、いわば「ガス抜き」のため進められた委員会運営がなかったとは言い切れません。重要なことは、サイレントマジョリティ、もの言わぬ多数の住民を意識した、適正な委員会構成であり、委員会の権限、位置づけ、そして審議を経て導き出された結果を、具体的にどのように町政に反映していくのか、委員会を組織したという形式的な事実ではなく、その実態にこそ意味があると思われます。施政方針に掲げられた、民意を汲み上げるための「各種の委員会」を実のあるものとするために、どのように立ち上げ、運営していくのか、具体的にご説明頂きたいと思います。 続いて最後の質問となりますが、「行政運営/組織のあり方」についてお訊ねします。 まずは私自身が必ずや歳出削減に繋がると信じる、業務の精査について。具体的には業務委託に関する疑問です。これは本会議初日の、「一般会計予算」に関する概括質疑でも申し上げ、また議案を付託された“総務常任委員会”でも十分検討いただいているかと存知ますが重ねてお伺いいたします。 先般お伝えしましたとおり、予算書には、各款に委託料の科目が設けられ、外部への委託料が計上されています。ちなみに、款ごとに計上された委託料を集計すれば、総務費：1億1950万、民生費：2億1820万、衛生費：1億7340万、労働費：70万、農林水産費：6640万、商工費：980万、土木費：4890万、消防費：800万、教育費：9560万…委託料の総額は、計7億4070万円という巨額に上ります。委託とは、本来、「自治体内部で行うべき業務を、外部のモノに、対価を支払ってやってもらう」ということ。もちろんこの中には、老人福祉費、保育所費や保健衛生総務費など、委託計上せざるを得ない業務が多々含まれていることは承知しております。しかし、行政内部で遂行可能な業務か否かを十分に検討せず、「慣例に従い、毎年外注で。」と安易に判断してるのではないのでしょうか。連日奮闘いただいている執行部の皆様には失礼かと存知ますが、総勢241名もの職員を擁しながら、内部で業務を行えず、“7億以上の大金が外へ出ている”という現実、住民感情として共感できるものではありません。また特に、機器の保守点検など、専門業者に任せ、安心していると、先日のエレベーターがごとき事故が起こらないとも限りません。今一度、委託料を細分のうえ、外部委託という判断が適正であるかどうかを吟味し、また同時に委託先の選定、委託範囲の見直し、併せて、行政内部での専門職の養成・雇用についても検討すべ
--	---------	--

	小 亀 議 員 議 長	きかと思いますが、お考えをお聞かせください。また、外部に委ねるという意味では、各款に計上されたアルバイト賃金や臨時嘱託賃金についても同様です。 列挙しますと、総務費：1910万、民生費：7180万、衛生費：4370万、農林水産費：2670万、土木費：620万、教育費：5890万、…総額2億230万円と、これも巨額になっています。常駐職員ではなくパート的な雇用が相応しい業務があることも分かるし、業務の繁忙時に少々の加勢が必要なのは理解できますが、委託料と同じように、住民としては納得し難い金額ではないでしょうか。部門間でのやりくり、相互リリーフを行えば、大幅な抑制が可能ではないかと感じます。また人事、雇用は、とかくグレーに見られがちです。臨時職員、アルバイトの採用も公開性・平等性が保たれなければなりません。委託料同様、内容を精査する必要があると思いますが、考えをお示し願います。 資料として表にまとめましたが、委託料、臨時嘱託・アルバイト賃金を合算すれば、実に9億4300万円。 総予算額の10%を超えるお金が外へ出ています。危惧するのは、この構図が行政運営上、意識されているものなのか否か、ということです。私は決して、外部委託業務の全てにわたり、自治体内部で行うべきだと論じているわけではありません。長らく続いた景気低迷の中、民間企業においても、アウトソーシングという名の下で、合理化、スリム化を奨めた結果、独自ノウハウの流出など、企業の“根本的価値”にかかわる部分を喪失してしまったケースもあります。また、外部委託により効率化を図り、軽減した業務相当分、各課が公務の価値を高め、新たな住民サービスに取り組まれているなら、誰も異論はないと思います。要は、職員や行政組織内部に留保すべきコア、核となる価値とは何なのか、どのようにそれを見定めているのか、ご回答の中で、この論点についても触れて下さるようお願い申しあげます。 各課での業務、職務分掌に関連して、最後にもう1つ。毎日、汗をかきながら、フロアを小走りで駆け回り回る職員がいる一方で、来客用ソファに悠然と腰を下ろし、長時間、四方山話に花を咲かせている職員を見かけることがあります。能力差はあれども、できるだけ部門間での職務負担の均衡を図る必要を感じます。 また、新町発足に伴って、各課、そして課内での職域・分野を規定したものの、末端では、どちらの課・係で業務を受け持つか、いたるところで躊躇と牽制が起こっていることに、町政トップ、マネジメント職の皆様には着目していただきたいと思います。部門間の軋轢による業務の停滞は、結局のところ住民サービスの低下を引き起こします。行政組織についても、「見切り発車」でスタートした観が否めません。行政運営は、年度単位で稼働していることは承知しておりますが、是正すべき組織上の課題をいち早く発見し、発見したならば、たとえ年度途中でも素早くメスを入れる、組織のあり方についても、半期経過を待たずに総点検を行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。 以上で質問を終わらせていただきます。他議員と重複する箇所もあろうかと思いますが、またご即答かなわん事項も含まれているかとは存じますが、可能な限り明確な回答のほどなにとぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。 町長 栗田隆義君。
--	---------------------------	--

	町長	小亀議員の質問にお答えいたします。地域社会のあり方への展望を問う意味の深いご質問と承りました。住民の主体性を育み自立を促す方向性は、まさに本町が推進すべき行政のあり方そのものであり、大変ありがたく拝聴いたしました。ただ今年度は合併協議の積み残し課題の調整が最大のテーマであり、自治会のあり方と町と地域社会の関係構造を模索することに迫られています。旧町の自治会組織の構造はそれぞれ独特であり、新町は住民を平等に扱い、地域間に格差をつけない方法により関わる必要がございます。どの単位に自治会の連合会を設けるか、町長はどの単位に住民と対話をし、会合を開くか、こうした合意形成が今年度取り組むべきテーマだと考えております。そして、平成19年の春には新町全体の大連合自治会会長会を発足させる目標を立てております。そして自治会活動助成金の交付基準を設けて、年度内には公布することが最大の論点となっております。地域社会のあり方は、とりあえずこうした当面の実務課題を乗り越えた後で自治会自らが方向性を見出す手順により開拓していくべきものと考えております。町は特色ある自治会活動の情報交換の場を設けて相互交流を促す計画を立てることにいたしております。また行政改革本部を立ち上げて、自立する社会組織と町が対等なパートナーシップを型作り、共同する地域社会を探求することになります。それには住民と関わる職員の意識をほぼ同じ理念の下に揃えることも必要であります。そして住民の世話役層が自立する地域社会を目指す意識を養う研修も平行していくことになります。小亀議員さんの提唱される地域社会像はこうした展開として開拓していくものと考えております。当面は町として整合性のある構造を基に自治会と関わる基本原則を打ち立てるために町内全域の意向を集約することに専念しておるのが実情でございます。新たな地域社会のあり方を探求する必要性は重々承知いたしておりますし、貴重なご提言は大事にさせていただきたいと存じます。どうかこうした展開の方針をご理解いただいて当分の間、趣旨の醸成を見守りくださりますようお願い申し上げます。 次にホームページに掲載する情報の基準を設けているのかどうか、また申請書のライブラリー化ということでございますが、掲載情報の基準は現在は定めておらず、ある程度の弾力をもった運用を心がけております。判断が難しいものについては、各課と企画情報課との協議のうえ、掲載するか否かを決定しております。また、ホームページ利用者や各行政に向けて更なるサービス向上やコンテンツ拡大を図る必要があり、現在、住民票などの各種申請用紙のダウンロードについて、6月当初に各課と協議し、サービス開始に向け調整をしているところであります。近日中には住民票、交付請求等の一部サービスを開始できることと考えております。どれくらいの頻度で更新をしているのか、あるいは努力目標があるのかという質問でございますが、周知したい事項につきましては、各課でそのつど入力可能であり柔軟な対応ができるようになっております。特に努力目標は設定しておりませんが、確かに現状では、情報の更新が十分とは言えない状況のため、速やかに住民へのさらなる情報提供の拡大に向けて現状のシステムの本来の機能を最大限に利活用し、制度改正による決定事項やその他周知事項等情報の大小
--	----	---

	町長	に関わらず、公開に向け積極的かつ迅速に対応していきたいと考えております。サイトのユーザビリティ及びアクセスビリティについてでございます。まんのう町のホームページ作成段階で、そのコンセプトとして新町が知らせたい情報を確実に伝達できるユーザビリティに配慮したレイアウトであること、また情報バリアフリーの観点からwebアクセシビリティに配慮したものであることを条件といたしました。具体的にはユーザビリティの向上策として利用者別にコンテンツを作成いたしております。また住民が目的の情報にたどり着き易くするために、複数の検索手段を有しておりますし、利用者が迷わずホームページを利用できるようにナビゲーション機能も有しております。アクセシビリティの対応としては、JIS企画の高齢者、障害者等配慮設計指針の基本要件をクリアしており高齢者、障害者へ配慮したデザインや文字の拡大機能、色の式別変更機能等見やすく利用しやすいものとしたしております。インターネットを利用し広く町民からの疑問要望を受け止め、真摯にかつ迅速回答していく仕組みをどう構築し、稼働させるのかの質問でございますが、質問者からの問い合わせにつきましては、トップページのお問い合わせの項目のほか行政相談や各コンテンツから直接担当課へ問い合わせることができ、担当課から質問者へ返信できるシステムとなっております。また、行政情報のコンテンツや問い合わせホームに簡単なQ&A集なども設けております。合併当初から6月27日までにホームページを通じて58件の質問及び要望等が寄せられております。これらのことから、質問要望等に対して即日回答できるよう各課に周知を徹底しているところであります。提出された資料によりますと、香川県のインターネット人口普及率が全国1位とのことでもわかるように、今後ますますネットサービスの重要性和利用度が高くなるため行政としても積極的なサービス展開を推進していかなければならないものと考えております。 次に行政運営、組織のありかたについてであります。まず委託料のご質問であります。議員が言われておるとおりだと私も考えておりますし、委託料は対価を支払い、業務を遂行させるものであり、委託には公法上の委託と私法上の委託がございます。公法上の委託は別にして私法上の委託は、一種の請負的要素がございます。この私法上の委託につきましては、改めて適正かどうかを検討してまいります。ただ、専門職につきましては、庁舎内では保健師のみで、後は一般職が異動によりその職責を遂行しているのが現状でございます。来年度は社会福祉士の専門職を採用いたしたいと考えておりますが、専門職は他の部署への異動が難しいのも現実であります。専門職を多くすればよいのか、一般職を専門職へ養成すればよいのか、本町の規模でどのような形態が望ましい姿なのか、今後検討してまいりたいと考えております。 また、臨時職員の問題であります。これらは過去の行政運営に起因してきた問題点であろうと考えており、現段階での削減は非常に難しいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。今後、施設をどうするのか、委託との絡みもありますが、民間活力の導入も含めて検討してまいります。雇用につきましては、当然のごとく公平、平等は言うまでも無いこ
--	----	---

	町長 議長 小亀議員 議長 小亀議員 議長	とだと考えております。これからの行政は、真に行政がやらなければならないもの、民間に委託しても住民サービスの低下を招かず、なおかつ経費削減に繋がるものを見極めていく必要があると考えております。 住民サービスは、経済性一辺倒でもないと思われます。皆様のご意見を聞きながら検討していきたいと考えております。 なお、これまでも申し上げましたが、委託や賃金のみならず、総合計画や行革大綱を策定し、まんのう町の進む道を明確にして参りたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。 次に職員の意識であります。行政は最大のサービス産業であるということは、言うまでもありません。これは、就任当時にもお願いをしておりましたが、まだまだ充分とはいえません。改めて、あいさつは勿論、電話対応、接客までの終始徹底を図ってまいりたいと考えております。職員配置では、新町発足後3ヶ月が経過をし、また、町長就任2ヶ月が経ちましたが、充分に業務内容を把握しきれておりませんが、事務機能等の見直しを含めてできるだけ早く検討してまいります 町づくり政策課長。再質問ではどうぞ。 今いただきました、町長の答弁に対しまして再質問ということで、地域コミュニティの支援につきまして、今すぐなかなか進まない、十分理解できます。ただ、ま、ほんとに端的な例をあげましたら、特に各地区の自治会の状況を把握する非常に大切なんです。私も自治会長として、その会に今まで何度となく参加したことはあるんですが、行政の方が前にずらっと並ばれ、言うて見たら住民の方はこちらに全部並び、いかにも対決姿勢のような格好で会が始まるわけですね。ほんとに議会と同じように質問して答弁する、そういうことでは、なかなかその本音の話というのは聞こえてこないと思うんです。ですからもう、各地域を回られてどんどん意見を集約していただきたいんですけど、やっぱり何でも言えるような状況を作る、それを是非あの今回から始めるその、意見収集の中で進めていっていただきたいと思います。それが1点です。それと後、情報化の取り組みのほうもこれは非常に今のお答えでしたら早く進むんじゃないかなとすごく期待を持てます。その中でとにかく広報誌よりインターネットが遅いのはありえない話です。今、広報誌でカレンダー行事予定が入ってますのに、今たぶんカレンダーみましたら真っ白なんです、ホームページの。ですからやはり広報誌よりか最初に新しい情報ということで広報誌以上の情報はホームページに載っておかないとだめだという意識で是非取り組んでいただけたらと思います。以上でございます。答弁結構です。 答弁かまいませんか。 はい、結構です。 それでは進めさせていただきます。引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。7番白川美智子君。
--	---	--

	白川美議員	白川美智子と申します。第1回の新まんのう町の定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。 まず始めに、町長もこの選挙戦の中でいろいろと公約されました。中核生きがい施設の見直し、また交通弱者に対する公共交通など町民の願い、その公約をお守りになって町政の舵をとっていただきたいと思います。私もお出かけタクシーの署名739筆をあつめまして、町長に陳情いたしました。今回交通政策特別委員会が設置されましたこと、これは一歩前進であります。どうぞ交通弱者のために早急に進めていただきたいと思います。 これより質問に移ります。 1番にこれからの町づくりと、てんぷら油廃油でバイオディーゼル燃料に 2番目に長尾地区の産業廃棄物、中間処理について 3番目にこれからの農業政策はどうかわるのか 以上3点について質問をいたします。 1番目にこれからの町づくりと、てんぷら油廃油でバイオディーゼル燃料についてです。これは2つの質問になるようですが、関連しているので、1つにまとめました。よろしくお願いいたします。 全国菜の花サミットが5月13日、高松サンポートで展示交流集会がありました。全国集会の中でひまわりの里まんのうの事例発表があり転作作物として、平成4年から輪作方式の集落合意のもとにひまわり栽培の団地化の経過が語られたようです。そしてひまわり油が経由と同じカロリーをもつことから、まんのう町全域で栽培した時に得られるカロリー試算地を報告したようであります。5月14日にひまわりコースと菜の花コースと2つに分かれてボンネットバスで黄色いエネルギー体験ツアーが行われました。ひまわりコースではまんのう町善通寺とコースの中で、まんのう池、竹炭工場、道の駅 空の夢もみの木パークなど巡回し、菜の花コースでは豊島へ行ったようであります。7月9日にはひまわり祭りで帆山地区ではたくさんの方が訪れるでしょう。兵庫県南光町も昔からひまわりの町として、全国的に有名で、全国から観光のお客さんが訪れておりました。菜の花やひまわりが作り出す景観、風景を観光の名所に地域の振興につなげていけると、自然環境エネルギーと一石二鳥になります。我が町も観光のひまわりとひまわり油で町民バスを走らせませんか。次はひまわり油ではなくて、使用済みのてんぷら油のリサイクルでバイオディーゼル燃料への取り組みを提案いたします。各家庭で廃食油の処理にみなさん困っているようです。ティッシュに含ませて燃やしたりてんぷら固形剤で固めたりして、処理に大変困っています。ごみの減量化、資源の有効利用として食油改修に取り組んでいる市町村がたくさんあります。2001年には18団体から始まったネットワークは2005年には自治体NPOなど143団体に参加するようになり、環境も農業もエネルギーもこのままではだめであ
--	-------	---

	白川美議員	ると気づいております。中でも早くから取り組んでいるのは兵庫県伊丹市のクリーンセンターや鹿児島県さつま町にあるそうりサイクルセンターや広島県大田町、また隣町の善通寺市にも循環バスとごみ収集車にバイオディーゼル燃料で車が走っております。善通寺市では家庭から出る廃食油を公民館やごみ収集所にポリ容器を置くことで市民が持ち寄り、これを集めて三豊市上高瀬にあります福祉会の施設にありますバイオリサイクルフローに届けることでバイオディーゼル燃料にしてもらって軽油と同じ料金で買い入れしております。そこでお尋ねいたします。ひまわりの名所として、また小中学生の体験学習として、またひまわり油と廃食油でスクールバスを走らせませんか。合併しての町づくり、環境エネルギーについていかがでしょうか。お尋ねいたします。 次、２番目に長尾地区の産業廃棄物の中間処理について、 まんのう町の環境基本条例また公害防止条例に、公害防止に関し必要な事項を定めることにより、公害対策の推進を図り、もって町民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的とする、とあります。昨年１２月議会で全会一致で採択の議決がされました。これを踏まえて地域住民から、将来の満濃にこんな業者は入れないでください。これは人家のないところでしてください。との声がありました。これは地域住民の不安というまでもありません。産業廃棄物の処理能力は１日あたり４００リューベ未満となっております。搬入車見込み１０ｔトラック１０から２０台、搬出見込み１０ｔトラック５から１５台となっております。が、これは分からないと思います。香川県産業廃棄物処理指導要綱に、公害を起こさないよう適切な処置を講ずるとなっております。しかし建設物解体処理の中には、アスベストを取り除いたものを中間処理場に搬入するのは不可能であります。アスベストは建築用資材にも利用されており、言うまでもなくこれは人体にも有害物質でがんや中皮腫を発病するもので３０年から４０年たって発病するという恐ろしいものであります。そこでお尋ねいたします。 まず１番目に、公害防止条例に産業廃棄物処理業を行うものは、人家から２キロメートル以上離れた場所でなければ事業活動ができないという条例改正を求めます。２番目に、町はこの処理場の誘致を知らず知らずのうちに住民に早く知らせることを怠ったのではないのでしょうか。３番目に、町は地元住民の声を尊重して住民と業者との関係の仲介をしていただきたいと思います。４番目に、現在の法律上この中間処理事業を阻止できないのであれば、アスベスト被害から住民の生命と健康が守られるように周囲に人家や農地のない場所へ代替地を斡旋する考えはありませんか。 ３番目にこれからの農業政策はどう変わるのか、政府はこれまでの農業政策を転換し、米、麦、大豆の３品目を対象にした品目横断的経営安定対策の導入が進められようとしております。１９年度から出荷者全員に支払われていた大豆交付金や、麦作、経営安定資金は廃止され認定農業者または一定の要件を満たす集落営農組織を対象とした新たな経営安定対策に移行いた
--	-------	---

	白川美議員 議 長 町 長	しました。いわば集落営農組織に入らなければ、価格が安いということです。今度の改革は、戦後の農地改革以来の大改革であります。そして、農家の4分の3の首をきる農業構造改革でもあります。WTO後の11年間で増えたのは農産物輸入と減反であり、下がったのは農産物の価格と農民の所得、そして食料自給率であります。輸入拡大の中で一切の価格の下支えがないまま、経営安定の保証はどこにもないと思われます。そこでお尋ねいたします。 1 番目に、認定農業者から勉強会を作ってほしい要望があります。実現してください。 2 番目に、今農業団体に入っておき5年後には法人になるようであるが、農家と組織的関係はどうなるのでしょうか。 3 番目に、野菜を作っても価格補償もない、農業崩壊寸前に農業に熱意をもった若者が育つのか疑問である。どのようにして担い手をつくるのでしょうか。 4 番目に法人に加入していても、農業ができなくなった場合、農業収入は生活保障はどうなるのでしょうか。 以上で私の質問は終わります。よろしく願いいたします。 町長 栗田隆義君。 白川美智子議員のご質問にお答えをいたします。これからの町づくり観光にどう取り組むのか、またひまわり油等てんぷら廃油による公用車の燃料についてのご質問でございます。先ほど白川議員さんからもお話がありましたように、先般サンポート高松の方で菜の花サミットが盛大に開催をされました。わがまんのう町からも特産品を持ってまいり、全国PRに勤めたところでありますし、ゲストで来られました加藤登紀子さんにも特産品であります筍の天ぷらも食べていただきました。次の日には全国から大勢の方が仲南の道の駅の方にもお越しになりまして、ま、ひまわりの里まんのうを全国に情報発信できたことと思っております。産業的振興立場から、このことについてご説明申し上げます。今までは経済効率を重視するあまり使い捨てが美德とされ、石油等の化石燃料に依存をしてまいりました。しかし今日では、限りある資源の有効利用と地域環境を考慮したやさしさが求められております。てんぷら廃油をバイオディーゼル燃料として、バスと公用車に使う取り組みは、紅花油や菜種油を利用して山形県や兵庫県洲本市での実用化や隣接善通寺市も数年前に資源循環としてバイオディーゼル燃料化実験を行うなど日本のエネルギーの脆弱さを背景にして全国的な広がりをみせております。ディーゼルエンジンは平成11年度の石原東京都知事のトラック乗り入れ規制など排ガスが環境汚染の原因と取りざたされてまいりましたが、本来のディーゼルエンジンはエネルギー効率が極めて高く、技術開発によりばい煙による環境破壊も対応でき、廃油等の植物の燃料を使うことにより地球温暖化の元凶と指摘される二酸化炭素の排出が化石燃料に比べて削減され、環境にやさしい燃料といえます。しかし、本庁の公用車の燃料にするには、何点かの問題がございます。それを解決するための調査研究が必要となってまいります。
--	------------------------------------	---

	町 長	まず1つ目は、町内で消費生産されるてんぷら油やひまわり油で何台分のバイオディーゼル燃料ができるのかということです。また2つ目は、バイオディーゼル燃料の精製プラントを建設するにはいくら費用がかかるかということであり、また精製を委託した場合の費用等も考えなければなりません。3つ目は、公用車をディーゼルエンジンにしなければならないということがありますし、現在、町は省エネルギーに対処すべく、公用車量を普通車から軽自動車への切り替えを行っております。使用可能車両がパッカー車やマイクロバス等の特殊車両に限定されることでもあります。次に特産品開発農業振興からみまますと、本町には平成4年から転作奨励作物として栽培振興が行われてきた仲南地区のひまわりがございます。今年も4.5ヘクタール24万本のひまわりが作付けされております。来月9日には平成18年度まんのう町ひまわり祭りが帆山公民館を会場に開催され、開花期間中、約2週間ですが、この間には2万人を超える来町者が見込まれております。これらのひまわりは搾油用ひまわりという特別品種の栽培となっており、その種からは10アールあたり15リットル、販売用ペットボトルにして50本のひまわり油が搾取されます。そのひまわり油は1本800円の生産者価格で販売されていますが、必要経費等を差し引くと手取りは半額の400円程度しかなく、10アールあたりの収入は約2万円にしかないため、生産調整の補助金や特定農山村の基金を活用した栽培奨励金等に委ねられているのが現状であります。現在の農業は、品目横断的経営安定対策制度の導入など戦後の農制を根本から見直す過渡期にありますが、米の生産調整は、その根幹をなしております。仮に生産調整の転作率を36%に仮定したとしても、約620ヘクタールの休耕田が町内で発生することになります。休耕田の有効利用を図る見地からその一部でひまわり栽培を行い助成することにより、ひまわりの花の持つ集客性による町のイメージアップや特産品開発ができるなど多くの効果が見込まれます。先に述べましたバイオディーゼル燃料化も併せて、今後、調査研究を行い、町の将来を見据えた振興を図ってまいりたい所存であります。 2点目に、長尾地区の産業廃棄物中間処理施設に関するご質問の件であります。地域住民の、町はこの処理場誘致を知らずに住民に早く知らせることを怠ったのではないかというご質問であります。地域住民の周知につきましては平成16年9月、町は事業者に対して、地元自治会へ事業説明を十分行うよう事業者へ指導をいたしてまいりました。そして事業者からは地元自治会の方に事業説明を行ったというふうに聞いております。2番目に、住民の声を尊重し中止の方向に検討すべきでないかというご質問であります。新生まんのう町は住民の声を尊重すべしであり、中止の方向に検討すべきでないかというご質問に対しまして、当施設の設置計画に関する許認可の権限は法律上は県にあります。町といたしましては、地域住民の皆さん方の意見をしっかり受け止め、意見書を提出いたしております。町は県に対して、平成16年10月には公害防止対策や環境保全について意見書を提出いたしました。そして、昨年9月にはアスベスト対策についても意見書の追加提出をいたしましたところ
--	-----	---

	町長	ろでございます。その後、旧満濃町に地域住民503名の署名による設置反対の請願書が提出され、昨年12月、旧満濃町定例議会におきまして全会一致で採択の決議がなされ、県知事、県議会へも要望書が提出されました。それに伴い、旧満濃町として再度意見書の提出を行いました。そして、今回新生まんのう町となりましてから、地域住民の皆さん方より新ためて施設設置に対する反対の要望がございました。新しいまんのう町としては、このような現状を踏まえ、本年5月には県に対し、新生まんのう町といたしましても、地元住民の請願、旧満濃町議会の議決は大変重いものと受け止めております。つきましては、このような状況を十分考慮いただき、許認可に際しましては十分慎重な対応をお願いするよう意見書を提出したところであります。3番目に、現在の法律上阻止できないのであるならば、アスベスト被害から周囲の人家のないところへ代替地の斡旋をする考えはどうかというご質問であります。別の場所へ代替地の斡旋をしてはどうかということのご意見でございますが、代替地の斡旋につきましては、事業者側等の意向もあり、難しい問題があろうかというふうに考えております。以上ご理解いただきよろしく願いをいたします。 次にこれからの農業政策はどう変わるのかというご質問でございます。これからの農業政策はまず、グローバルな観点から地球的規模からみた場合、地球温暖化による環境変化に伴う砂漠化などによる農地の減少や、第3世界を中心とした爆発的人口増加により食糧難が問題視されております。しかしながら、わが国の農業事情を見ますと米の生産過剰による生産調整が行われだしてから30年以上が経とうとしております。未だに抜本的な解決は図ることができておりません。それどころか逆に農業従事者の高齢化や若者の農業離れによる後継者不足が顕著化し、農業の衰退が大きな問題となっております。昨年3月制定されました食料農業農村基本計画では、平成19年度から品目横断的経営安定対策の導入が明記され、今までの品目前に現農業者に価格助成する政策から認定農業者や集落営農団体などの担い手を対象とした所得保障へと政策転換がおこなわれるなど戦後の農制を根本から見直すものとなっております。本町は3月の合併によりまして、田畑合わせて約2764ヘクタールの耕地面積を有し、農家数におきましても3043戸と香川県内でも有数の農業町で米麦中心の農業が展開されております。これから本町の農業を担う認定農業者は、6月1日現在で61名の方が認定を受けられております。その経営内容を精査すると、旧琴南地区では山間地を生かした高冷地野菜栽培が、また満濃仲南地区ではパイプハウスによる野菜、花卉等の施設園芸の他丘陵地を利用した果樹栽培や肥育酪農の経営が行われるなど地域の特性をうまく利用した農業経営が展開されているといえますが、花卉酪農には若手農業者の就農がみられるものの、それ以外は若者の従事が見られないなど、営農類型によって若者の受け止め方に温度差が出ると思います。先に品目横断的経営安定対策が来年から導入されると説明いたしましたが、これを端的な例で申し上げますと、本町の旧満濃地区を中心に栽培されている「讃岐の夢2000」など麦の1俵
--	----	---

		あたりの売り渡し価格が現在の約9千円から市場価格の2500円程度になるもので、これで麦作を続ける農家は皆無になることが予想されております。町ではこれに対応するため、満濃地域担い手育成総合支援協議会を昨年8月に発足させ、県JAと一体となって認定農業者と集落営農組織の育成に取り組んでおるところであります。米麦につきましては、経営を度外しした零細農家によるところが多く、そのため規模拡大や集団化の推進を図ろうにも、今春の経営安定対策への加入申し込みまでには時間がないとの農家の理解が得られがたいように、思うように進んでおらないのが現状であります。緊急避難的措置として、JA支援による特定農業団体の設立を、協議会の急務として全力を傾注しているところであります。この特定農業団体は5年以内の法人化が義務づけられておりますが、それまでは経理を一本化する以外は個々の農家による運営に委ねられております。5年という短い期間ではありますが、個人経営からオペレータを中心とした法人経営へと移行していくため、農家の意識改革はもとより、農家行政が共に手を携え模索しながら、まんのう町の農業を担う真の担い手を育成していこうと考えております。
	議長 白川美議員	白川議員、再質問。 町づくりまたいろいろと研究していただきたいと思います。それから、長尾地区の産業廃棄物なんです、503名の住民の設置反対の表明がありましたにも関わらず県が許可するのであれば、要望書も何回も出しておりますけれども、許可するのであれば、被害が出た場合に県は全責任を持たなければならない。そのために事前に予告なしに大気汚染の調査、土壌調査、水質汚染の調査など県が自ら行うように要望いたしております。それから農業政策ですけれども、担い手はどのようにしてつくるのでしょうか。それから法人に入っていてでも、法人が倒れてしまった時には土地は国の所有物になるのでしょうか。お尋ねいたします。
	議長 町長	はい、町長 栗田隆義君。 白川議員の再質問にお答えを申し上げます。ま、あのひまわりとてんぷら油の廃油の公用車の燃料については、今後いっそう調査と研究を進めてまいりたいと思っております。また長尾地区の産廃中間処理場の件につきましては、町といたしましては、どうしても県が許可するということであれば、公害防止条例等々に基づいて協定書を、まあ、事業者と結んでいろいろな阻止といいますか、条件をつけて協定書を結んでいかなければいけないのかなというふうに考えておりますが、まだその時点までいたっておらないのが、現状でございます。農業政策につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。
	議長 産業経済課長	産業経済課長、久保田 正章君。 白川美智子議員さんの再質問について、お答え申し上げます。担い手のどういう形で育成化ということでございますけれども

	産業経済課長 議長 白川美議員 議長 白川年議員	も、先ほど町長が申しましたように大変難しい問題でございますけれども、まず今農業離れをしておる現象の営農対策といたしまして、やむを得ず営農をあきらめた農家の所有地、そしてまた意欲と力のある農家にその集積をさせまして、認定農業者制度を活用し、適正な支援により経営体験の育成を努めて生産者の高い農業を目指すということでございますけれども、そしてまた各種団体のご援助もいただきながらやっていくわけでございますけれども、やはり意欲のある担い手を今後5年間の間今現在、先ほども申しましたように61名の方が担い手で頑張っておりまして、それも米麦で頑張っておりますけれども、そういう形で5年間の間でそういった担い手を育成するように関係機関と協力しながらそのような方向へ持っていきたいというふうに頑張りたいと思っております。以上でございます。そして法人の土地でございますけれども、それは法人がもし、会社がということでございますけれども、当然のごとく個人へ返ってまいります。国ということはございません。以上でございます。 よろしいですか。 満濃地区の廃棄物は、ぜひ町としてでも県との仲介役をしてよろしくをお願いをいたします。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可します。4番 白川年男君。 4番白川です。通告を許されましたので、2点、私の地区の長炭地区の小学校周辺公民館、すなわちあの、活性化センターその周辺についてとあと満濃池周辺についていろいろ町当局の考えをお尋ねしたと思います。 まず、最小に満濃池周辺整備、これについては3町ちょうど満濃池が3町の中央に位置するところでありますし、歴史的にもまた全国的にも新まんのう町はこの満濃池があるからこういう町にもなったことでも分かるように、この満濃池を本当に十分に開発することが満濃池のこれからの満濃町がこれからの全国にPRする1つの方向性でないかとも思っております。そこで平成16年ごろから策定委員会を開き、指定学識経験者あるいは町の職員、もちろん琴南仲南それぞれの建設課長、助役さんその辺を交えて何回もあの討論して、そしてその答申をもってして、まあ、某コンサル設計会社に委託して今年の平成18年2月に某コンサルのほうからまあまあこういうふうにしなさいよと、そして3町で行うことであるから特例債等も導入して今後何年かの期間をかけて開発してみたらどうかとそういう答申書が2月に出しております。そしてその今年度の予算には入ってなかったかと思えますけど、近々に今年中にそのまた委員会等も開いて、満濃池周辺を1つは国は国定公園、県は森林公園そしてまんのう町は公園、公園だらけになりますけどもさらにまんのう池周辺をまだまだあの十分な開発もなされていないし、そういう満濃池をPRする方策が今あの検討中でありまして。そういう方向性をこの議会で、皆さんにこうこうこういう方向付けで今後やっていくんだとその辺をちょうど当局に披露願ったと思います。
--	--	---

		そして、あと次に私長炭のほうですけど、ときどき私も公民館活動として、ある同好会にはずっとできてからずっと行っ とんですけど、それだけは欠かさず同好会には参っておるわけです。して、あの長炭の方だったら分かるとは思んですけど、 まああの、琴南、仲南の方は分かりにくいかもわかりませんが、長炭の小学校から南の方へ公民館すなわち南部3町の助成 により中山間の予算で公民館を作ります。そして当初、私もいろいろ調べたところによると、建物は同じぐらいの面積平 屋で平成16年春に完成いたしました。そしてあと地域の人も、ま、あと付帯設備を作って欲しいとそういう要望が私の方 にもいろいろまいっております。してまあ、そこへ入る道もなかなか狭くてそこには幼稚園とか保育所とかいろいろありまし て、朝夕はほんとに普通車が通ればいっぱいなんです、そういう道を通してその保育所公民館あるいは幼稚園の方へ出入りしと ります。そういう中で今後あの、この辺、ま、どの地区でも同じですけど、まあまああのその小学校その地域があ のその地区の拠点になっております。私の方も当然その辺が昔から消防、あるいは駐在所、その他要するに長炭の銀座通りと そういう中でこの辺を厳しい予算の中ではあろうとは思いますが、近々にそういう地域住民の皆さんの要望が入って おりますので、その辺をどのように今後展開していくのか町当局にこの席で公表願いたらと思 います。以上2点、満濃池周辺と長炭地区のその中心地域の今後どのように施策を講じていくのか、その 辺をお聞きしたらと思 います。以上2点よろしくお願 いいたします。 町長 栗田隆義君。 白川年男議員さんのご質問にお答え申しあげます。満濃池周辺整備の今後の方向性についてであります。これは旧満濃町に おいて、これからの町づくりはどうあるべきかと考えた時、その地域が持っております資源や特性を最大限活用し、地域内外 の人々が交流する町づくりの核として満濃池周辺整備を計画し、まちづくり交付金事業の都市再生整備計画を策定いたしまし た。全国にも名前を知られた満濃池が有する自然や歴史、文化遺産を多くの人知ることができる機会を増し興味を持ってもら うことで人と自然の共生の場所を創出し、それをきっかけとして周辺施設との有機的なつながりを含めて連携強化し、来訪 者の周遊性向上を図ることで地域住民と一体となった観光振興と地域の活性化を目指したものであります。なお国に要望する に先立ちまして、新しい体制の中で改めて事業内容を明らかにする必要がありますので、早い時期に議員の皆様方には ご説明をさせていただきたいとこのように考えております。 2番目に長炭地区活性化センター付帯工事及び施設増築についてのご質問でございます。まんのう町にあります公民館等と して現在運用されております、長炭活性化センター 和み館につきましては県営の中山間地域総合整備事業で整備をし、長炭 地区の中心地にありまして、大勢の地区のみなさん方から親しまれ、連日大勢の方が利用していただいておりますというふう に聞いております。つきましては、すぐ隣にあります旧長炭公民館を今後は取り壊しを行い、県道から進入をいたしやすいように
議 町	長 長	

		取り合わせ道を整備し同時に橋の架け替え等も行っていかなければならないというふうに考えております。なおまた施設の増築につきましては、地域全域の施設整備動向を見ながら、また有利な補助金制度も調査をして今後取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。
議 長 白 川 年 議 員		白川議員、よろしいですか。再質問。 自席で。満濃池周辺について早い時期とお聞きしましたが、まずまず、今年度中に、ま、あの、計画を来年の予算あたりに盛り込む予定なんではないでしょうか。早い時期と申されましたけど、その辺ちょっとお聞きしときます。
議 長 町 長		町長 栗田隆義君。 白川年男議員さんの再質問にお答えをいたします。満濃池周辺整備の計画に関してであります、これにつきましては、国の事業であります、まちづくり交付金事業の都市再生整備計画ということで策定しておりまして、国の方とも十分打ち合わせをし、早い段階で申請をしたいと思っておりますが、今のところでは、来年というような明確な答えがまだできないのが現状でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。
議 長 三 好 議 員		引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。16番 三好勝利君。 やっと順番がきまして、ほんとに新しい町になりまして、新しい議会になりまして、今の注意されまして、通路も分からないような状態ございまして、町のレイアウトもまだ十分認識しておりませんが、ま、中央政府に置かれまして、やっと長く続いた地方いじめの地方つぶしの政権がやっと交代し、次はほんとに地方を大事にさせていただき時期が回ってくるんじゃないかなと非常にほのぼのとした希望を持ち、9月を楽しみにほんとに待っております。そういう中でほんとに今で高度なレベルの高い質問がありながら、私はほんとに私のレベルで非常に庶民的などなたでも理解ができ、ただ一向にやっておらないというような簡単な質問でございますので、新しい町長さんにおきまして、今すぐと言うのではなくして、将来やはりこういうような方策も行政改革、行政改革、何か分からんけど行政改革といえば手柄をとったような感が聞こえますけど、もっともっと庶民的にやっぱ掘り下げてほんとに経費の節減できる合理性できるところからやっていくということで、1点だけ質問させていただきます。 これからも、いずれもほんとに高齢化社会、高齢化社会となっております。その中でまた少子化、少子化という泣くようなこともあり、やっと地方におきまして、美人の大臣の少子化子育て支援担当大臣というのがやっと出てまいりまして、支援策もそろそろ具体化して次々新しい手が打たれるんじゃないかなと思っております。そういう中で身近な点から考えてみますと、本町にもいくつかの老人ホーム老人施設等がございます。そういう中で私が提案したいのは、保育所、幼稚園との共同運

	三 好 議 員 議 町 長 長	営が出来ないものかどうかということが1点でございます。提案と申しますか、質問ですけど、もし出来るならばできる、将来的に考える、そういう考えはないというぐらいな錆び分けで回答いただければ結構でございます。なぜならば老人ホームと老人施設と併設運営することによって経費の節減が図れることは、端的に考えればすぐ分かると思います。まず食事面、高齢者等、幼稚園、保育所この辺は大体食べる量も決まっておるし、食べる内容も決まっております。それとまたお漏らしをした場合の風呂とシャワー設備また事務所経費におきましては事務所もあります。また朝夕の送迎のバスも備えております。十分備えております。豊富な利点があると思われます。ただその中で一部言われるのが、年寄りと寝たきりの特養だったらほとんど寝たきりの方が多いわけですけど、まあそういう方と小さい子と一緒にあるのは非常に不潔な感がする、そういう一部の馬鹿げたヤングママがおります。ですから最近のように子供が親を殺し、親が子を殺す、こういうふうな時代が起きておるわけです。今日も現に19歳の少年が家族を火をつけてやってしまうと、こういう昔なら考えられないようなことが起きておるのが現状です。その中にはやはり幼少の時代から、十分人間と人間はどうあるべきかという教育をし、心の通う生活をしていくということが基本でなかろうかなあと思っております。そういう中で一部は現に老人ホームと併設、また幼小中高、一環としてやってるところもございます。非常に難しいとは思いますが、将来において大きな課題でないかなと思っております。これも大きな子育て支援策の1つでなかろうかなと思っております。そういう中でややもすれば老人ホームの場合は一部ちょっと郊外にあると、かといって幼稚園、保育所は送迎が非常に重要となりますので、町中の交通便のいいところにあると、そういう中でもしそういうのが併設できるのならば送迎バスを持っております、これも各町がほんとに無い金を捻出して補助金をつけて買ったすばらしいバスです。そういうバスを利用して送迎することもできます。いろんな点が併合して、やっていけるんでないかなと思っております。そういう中で町長さんにおかれましては、ま、大きな選挙を乗り切って町長になられ、県のパイプ役として、他町にはない何かをやるんだ、俺にまかせ、といって栄冠を勝ち得たわけでございますので、なにか1つ他町がやってないひとつの目玉として、考えていただけることはできないものかと思って、この点を質問したわけでございます。私はこの点だけでございます。2点3点は申しません。もしできましたら、明確な回答、また将来的における考えを聞かせていただきたいと思っております。以上です。 町長 栗田隆義君。 三好議員さんのご質問にお答えいたします。老人ホーム、老人施設等と保育所幼稚園との共用運営についてのご提案であるというふうに考えます。確かに、老人施設などと保育所幼稚園などの施設の共用運用行いますと、経費面などでの削減が可能な部分がかなりあるものと考えられますし、三好議員さんご指摘のようにその併設運営することにより入居者の心のリハビリ
--	--------------------------------------	---

	議長 三好議員	につながるとか、また施設面送迎バス面等におきましても、多くの利点があるというふうに思われますし、全国的にみておりますと、そういったこと併用運営をして成功しておるような事例も多々聞いておるところでございます。ま、しかしながら現在のまんのう町は保育所、幼稚園は公立施設がほとんどであります。また老人ホームなどは社会福祉法人での運営になっておりますことから社会福祉法人との施設の共用については、現在のところは難しいかなというふうに考えております。しかしながら近隣を見ておりましても、保育所幼稚園民営化をするという方向も今出ておりますので、将来には大きな有効な手段だというふうに考えております。 三好勝利議員。 １６番です。非常にまあ、先ほど来から比べると簡単明瞭過ぎるぐらいな回答で、分かったか分かってないかというような感じですけど、ただこれは難しいのは分かっているんですけど、私もね、ただただ個人的にいがみで言っているんじゃないんです。以前、数年前にだったんですけど、総務省の構造改革特区というテレビで謳い文句でやっておる手順を踏んで、あの大臣に町から県に出て県からいっぺんも２年も３年もかかるやっばり官庁はゆったりしとるのと言うような感じをせず、なくして、やっばり今出来ないけどもし、この場合だったら構造改革特区というんで特区の特例を認めてやってやるという勉強会にいました。その時私聞いたわけですよ。担当官どうですか。うちのほうの保育所もあり老人ホームもあり併合して運営したらと私個人的に考えるんですけど、言った場合に目がピクと動いた。これはいけるがと思って質問したら、非常にユニークなアイデアで担当官としては認めます。ただ町から申請が上がらん限り、上からやれというわけには行きませんので、担当官としては非常にユニークな考えであると。やはり厚生省の管轄は管轄同士ですので、それとたとえば私ほうにも保育所がありますけど、７８名約８０名で今張り釜になっております。張り釜と言ったら失礼ですけど、子供さん狭いところでぎゅうぎゅう押し付けて、結局遊戯の発表会なんかいくと最近はやングママと、ヤングのお父さんがみんなほとんどおいでます。そういう中で招待されていきますと、座るところがなければ、十分遊戯するところもない、ただし片方のホームにおいてはゆったりとしてその１０倍ぐらいな施設で５０人です。その辺を考えるとお母さん方があんたら行政は何を考えとんな、ちっとはしゃんとやりよんかと、うちやの子を見てみな、座るとこもない、張り釜じゃないか、いっぱいいっぱいじゃないか、と食べるとこもない、順番でなかったら下へすわって莫座ひいて食べなければならぬというようなそういうような状態を何と考えておるのか、いうことも聞いております。そういう行政に対する不信感、片方では子供がいらないからつくれ、つくれと言っておる。つくれつくれと言っておるのは、子作りの製造能力のない人ばかりが考えて言っとるわけですよ。現場どういうふうに受け止めるのか、もっと現場の意見を十分聞いてやって、何が不満か、何が足らんのか、お金が足らんのか、それともやっばりつくり
--	--------------------	--

	三 好 議 員 議 長 町 長 議 長 三 好 議 員	たくないのか、そういうほんとに真の意見を十分聞いてやってやるのが私はほんとに行政だと思います。ほとんどこん中にも失礼ですけどま2, 3人はありますけど、ほとんど能力はないんです。それがあーじゃない、こーじゃないと論議したところでこれは分らんのです。はっきり言って。やっぱり若い世代の代表者を呼んで、じっくりと相談してじっくりとやって何が悪いんか。送迎の問題がある、お金の問題がある、勤務時間の問題がある、たとえば朝の1時間をずらして勤務さす、帰りは30分早く帰す。たとえばホームと併設した場合、それが可能なんです。24時間体制であそこが動いておるわけなんですから、24時間体制でご承知のとおり食べ物も全部あります。ひょっと急に用が出来て30分1時間、電話すれば寮母さんもおるし、保母さんもおるし、食べ物もある、風呂もある、30分1時間はどうでもなる。それが普通の保育所の場合だったら、なかなかそうは行かないんです。それが現実なんです。ですからもっともっとやっぱり行政マンは行政マン、ほんとに何が欠けておるか十分討議して子育て支援策を作っていくというんで私はこれもただ出してあるんです。ただ単に老人ホームと云々というだけの問題じゃないんです。そこには根の深いもんがある訳なんです。現にやっぱり意見を聞いておるわけです、走り回って。それでそういうような意見を集約してもっていくのが、我々の役目です。またここに座らしていただいております。ただ単にここに座って云々というんじゃない、やはり地域をどうあるべきか、この過疎地をどのようにして対策してどうしてやっていくかというのを常にやっぱり考えて、行政マンと一体となってやっていくのがわれわれ議会の役目であるし、また執行部も執行部で考えて、町長も町長それなりにやっぱり真剣に耳を傾けていただいて、ほんとに新しいまんのう町ができてよかったなあと、町長も若いすばらしい町長が出来てよかったなあと、というような町づくりを私は希望します。最後に1つ簡単ですから、答弁お願いいたします。 町長 栗田隆義君。 三好議員さんの再質問にお答え申し上げます。ま、あの三好議員さんただ今の質問この時点だけでなく、子育て支援策、いろんな全ての面に観じて住民の声をしっかりと受け止めて本来の町政運営も生かしてまいりたいと思っておりますし、先ほどの老人ホームと保育所の問題につきましても、今後公設の施設が民営化される等々進みますので、こういう問題に対しても、取り組みやすくこれからはなってくると思いますので、そういうことも実際将来を見据えて検討していきたいと思います。 16番 三好勝利君。 これで3回目で終わりだと思います。 十分ご理解いただきましてありがとうございます。ただ、民営化民営化と申しまして、老人ホーム老人施設の場合はほとんど補助金で運営されております。仙台のある所で失礼な言い方ですけど、いろんな問題が起きとります。これも補助金絡み
--	--	--

	議 長	の問題でありまして、まったく普通の会社のように個人が100%経営状態で十分ご理解いただいて、やると思えばやる、やらなければやらない、1番いい方法をとって判断して、いただきたいと思います。それでは回答結構でございます。終わり。 それでは議場の時計で3時5分まで休憩いたします。
		休 憩 午後2時50分 再 開 午後3時5分
	議 長 本 屋 敷 議 員	休憩を戻して、会議を再開をいたします。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 3番 本屋敷 崇君。 3番 本屋敷 崇です。議長より発言の許可を与えられましたので、通告書に基づき一般質問させていただきます。今年3月20日3町が合併して新しくまんのう町が発足することになりました。時代の変化とともに地方に求められる形も変わり、迷走する現在において町長はじめ執行部の皆様におかれましては、大変難しい町行政ではあろうとは思いますが、合併してよかったなと思えるような町にさせていただくために、よりいっそうのご尽力をお願いするところであります。私自身琴南地区の方から選出されましたが、この時期に議会議員であることの重責を真摯に受け止めて新生まんのう町のため邁進していく所存です。若輩ものゆえに失礼な点もあろうかと思いますが、お許してください。それでは質問に移らせていただきますが、今までの答弁と多分に重複しますので、端的に質問させていただきます。 まず1点目ですが、町長のマニフェストにも、施政方針の中にも掲げられていました実質単年度収支の黒字化についてです。 地方分権の名のもとに、地方切捨てに見える地方交付税交付金の削減の中、全国的に見ても単年度収支が黒字であっても、実質単年度収支が赤字という地方公共団体が増加しております。そんな中、次世代にバトンを渡していくために、実質単年度収支の黒字化というのは急務であると思います。先ほど新聞のほうでも出ましたが、国地方の借金合わせて約1千兆円、これは私たちの世代にとりまして、僕の子供たちにとってもですね、たいへん重要な問題であろうかと思えます。そんな中、次世代にバトンを渡すためにも実質単年度収支の黒字化というのは急務であると思います。しかしながらですね、その黒字化を進めていく中においては、大幅な政策の見直しが必要であり、町長においては難しい問題だと思えますが、そこに取り組んでいくという姿勢にまずは大きなエールを送りたいと思います。しかしながら今回出された18年度一般会計においては、先ほ

	本屋敷議員 議長 町長	ど町長の答弁でもありましたが、旧３町の持ち寄りといった形で対前年度比も７．８パーセント減にとどまっております。お隣の綾川町では２町合併でありながら１７．３パーセント減、数字だけでは一概に言えませんが、旧３町とも合併しなければ財政的にも厳しい町であったということを理解されているのかという、一般会計じゃなかったかと思います。当然１９年度予算においては、実質単年度収支黒字化に向けた予算が編纂されることと思います。しかしながら、町長の施政方針ではあれもこれもと云った形が見受けられ、本当に黒字化が可能であるのか、と思えてなりません。現在の限られた財政においては、何もかもと言うのは無理だと思います。急務であるものから進めていき、急務でないものは後回しにするといったさびわけ及び今現在の事業の見直しが必要であるのではないかと思います。 先ほど大西 豊議員の質問時に、９月定例議会後にまんのう町行政改革本部を置かれるというお話がありましたが、当然今年９月には国ないし県に継続事業の申請をしなければなりません、それまでにですね、今現在の事業をもう一度見直すということをするのかどうか、並びに限られた予算で黒字化を進めるために、今現在町長の急務であると思われるものは、何かと言うこと、順番をですね、言えるのは難しいと思いますが、そこを提示していただけたらと思います。 もう１つの質問の廃校利用についてですが、先ほど黒木議員の質問のほうで早急にプロジェクトチームを立ち上げるとのことでしたので答弁を求めませんが、旧琴南地区においても、庁舎内で委員会があったものも何ら結果が出ておらない状況です。案ずるよりも生むが安しという言葉にも示すとおり、とりあえず地域に管理をまかせ、そこから地域の求める形で利用進めていくというのが、大切ではないかと思うんです。そのあたりも考慮して、早急に進めていただきたいと思います。以上です。 町長 栗田隆義君。 本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。実質単年度収支黒字化についてのご質問であります、１８年度の予算につきましては全年度比７．８％減ということではありますが、綾川町に比べてまだまだ手ぬるいということであろうかと思います。１８年度の予算につきましては、合併協議会の承認を踏まえ、また継続事業や、旧町で行なっている事業などは、原則予算計上いたしておるところであります。全てにおいて住民に必要な事業であると認識しておりますが、住民要望を全て予算に反映することは、財政状況を今後展望すれば、非常に厳しい状況であります。これからは、住民の皆様方に対して、何ができて何を我慢していただくかをお調べし、ご協力いただかなければならない場面が多々出てきようかというふうに思います。そのためにも、予算内容の見直しをきっちり行い、削減可能な分野の洗い出しや、職員の削減にも本当に必要な人員は何人なのか、現在進めております公共事業をどうするのか、新規事業はいかにあるべきか。また、町単独の事業をどうするのか、たとえば、子育て支援事業、高齢者対策事業、火葬業務などの環境衛生事業等々をどうしていくのか。住民に負担増を求めなければなら
--	----------------------------------	---

	町長 議 長 本屋敷議員 議 長 町長 議 長 谷 森 議 員	ないのか、負担を求めるのなら、どの部分でどれだけ求めるのか。そういったことをきめ細かく検討していかなければならないとこのように考えております。そして、これらのことを早急に見極めることが必要になってまいります。そして何年かけてそれを実施していくのか、こういったことを決めるのも非常に重要であります。短期的には19年度国庫事業は、夏から秋にかけて要望提出があります。まずこれをどう乗り切っていくのかということが問題になろうかと思えます。中長期的に、総合計画などを作成して、計画的に行なっていく必要がございますが、今後の国の動向等を見極めながら、歳入にあった予算編成をしていかなければならないとこのように考えております。これまでも議員の皆さんにも申しあげましたが、行財政改革大綱を早急に策定する必要がある、まんのう町の指針を明確にすることが大事であると考えております。中長期的な計画に基づき、町発展に努めてまいる所存でありますので、どうか、議員の皆さん方のいろんなご意見をお聞かせ願えればとこのように考えております。どうぞよろしくお願いいたします。 本屋敷 崇君。 先ほどの今の町長の答弁を受けましてこちらから要望ではないですが、19年度予算においてはですね、どうしてそういうことになったのか、実質単年度収支黒字化に向けて、どうしてこういう金額を出してきたのかという理由付けですね、教えていただけるように編纂していただけたらと思います。そしてですね、町長のほうにはですね、まあ難しい時代だと思えますが、限られた予算の中で執行していくわけですので、今急務だと思うものを町長のほうからですね、提言していただいて、それに沿って町が動いていくと言う力強いリーダーシップを発揮していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。 町長 栗田隆義君。 本屋敷議員さんの再質問にお答えをいたします。来年度19年度予算につきましては、きちんと説明ができる予算計上したいと思えますし、優先順位をつけて具体的にいろいろお示しをしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。 21番 谷森哲雄君。 まず、町長施政表明に対する質問として、2点質問いたします。 行財政改革を謳われておりますが、一般会計での起債残95億7600万円のうち、臨時財政対策債が約27億円、28.4%との見込みとなるわけですが、特に注目するのは、当該年度起債見込みのうち臨時財政対策債が3億9千万円、慢性的な臨時財政対策債に頼る予算編成ではないでしょうか。今後において、好ましいことではないと思われま。予算額より借り入れ残
--	--	--

	町長	す。 交付税編入のものと、単純起債に分かれており地方債は交付税編入を借りなければならないと考えております。 臨時財政対策債の問題であります、地方交付税削減に伴い、平成１３年度から臨時財政対策債の起債が始まりました。この地方債は、国の政策的要素が強いものであります。この地方債は平成１３年度から５年間と言われておりましたが延長され、今年度も予算計上いたしておりますが、これ自体に問題はないのかなと考えております。 経常経費の節減につきましては、予算全体を精査し、無駄を省き、見直しを行い、住民負担の公平化等を総合的に判断しながら歳入に見合った予算にしなければならないと考えております。新規の箱物が全て悪いとは考えられないかも知れません。むしろ、必要な施設は、有利な補助金や有利な起債、これは合併特例債を含めてのことではあります、これらにより進めていくべきであると考えております。 また、地方交付税は、当然の権利であり国土を守る観点などからも、県や国に対してお願いしてまいりたいと思っております。ただ、先日の新聞報道にもありましたように、新型交付税を平成１９年度から段階的に導入が検討されておるようですが、地方分権、三位一体の改革による、地方への交付税削減であり、色々な機会を通じて要望してまいりたいと考えております。 次に、職員の対応であります、行政は最大のサービス産業であることは、言うまでもありません、これは、就任当時にもお願いをしておりましたが、まだまだ充分とは思っておりません。改めて、特にあいさつは勿論、電話対応、接客まで周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。 次に、町内での物品購入についてであります、地場産業育成の観点からも、町内業者からの購入は基本であると考えております。ただ、一方では、競争の原理もあります。金額等で見積もり、入札等も必要かというふうに考えております。いずれにいたしましても、町内業者からの購入を原則に考えており、今でもそのように努めておるところでございます。 ３点目の小規模事業者登録制度の実施についてであります。町からの工事、測量、建設コンサルタント、物品製造等については２ヶ年前に入札参加資格の申請を香川県の内容に準じて１月から２月ごろに受け付けております。まず、町からの発注工事については、これらの申請をしていただき業務内容検討の上指名をさせていただいておるのが現状でございます。ご質問の小規模業者への発注の件ですが、まんのう町建設工事執行規則により予定価格が１３０万円以下の契約については、随意契約によることができることとなっており、現在までは、小規模事業につきましては、地域性、緊急性を考慮しながら、発注を行ってきたところであります。しかしながら、緊急性のある修繕及び工事等もあり、地元業者に幅広く受注の機会を提供するた
--	----	--

	議長 藤田議員	これは、まあ一つ一つとりますとですね、見積もり入札等も当然ございます。ただ近くの業者さんで、これあるんな、ということですね、あの購入しているものも多々ございます。ですからもし、あのこれはこれというんで一つ一つありましたらですね、また改めてこれはこういう業者で購入していますよと言うんは、お示ししたいと言うふうに考えております。以上でございます。 他に。 引き続き一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。１０番 藤田昌大君。 １０番 藤田昌大です。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき、新町発足に伴い新しく住民に信任されました町長に対し敬意を表すとともに新まんのう町の初代町長として、決意を施政方針で示していただきましたが、私はさらに具体的に町民の声を反映させていただきたいと思っております。私も選挙を通じ、多くの町民の声をいただきました。そして、また当選後２ヶ月を過ぎ、その間の日常活動の中で町長、議会に対する多くの声を聞き、町政運営に対する具体的な対応について、町長にお伺いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。 さて、平成の大合併といわれたこの合併も、わが満濃町は町民の期待を裏切り、３町合併を選択し３町合併で発足したわけです。町長も当時、県議会議員の一員として参加しており、経過については熟知されていることと思います。そもそも平成の大合併は、政府の失政のつけを行財政改革という美名のもとに、本質は政府は責任を転換し、国民の犠牲のみによる押し付け、地方末端の自治体、とりわけ過疎地といわれる自治体に対し、まさに強権的な運営で小泉人気に名をかりた民主主義を踏みにじった暴挙にすぎません。優勢民営化の手法がその典型であり民主主義が未熟な国民に対し現行選挙制度を利用し、あたかも政治改革が進んでいるように見せかけるまやかしの政治であり、マスコミを利用したワイドショー内閣と言われていますが、そのものではないかと思えます。小泉内閣のこの５年間は、戦後６０年間平和と民主主義のために培ってきた歴史を真っ向から否定し、軍国主義復活の足音が聞こえてきそうな気がしているのは、私だけではないと思えます。末端自治体では実態はつかめにくかったものの今回の議案を見た時、とうとう具体的に来るべきものが来たと実感いたしました。こうした情勢の中で、国は国家としての国民の平等の権利を無視し、所得格差を増大させる政策重視を強め、サラリーマンの恒久減税の廃止、医療費の負担増、消費税の改悪、まさに勤労国民に対する皺寄せは益々増大拡大し、国民の不安は計り知れないものがあります。従って、 議長 藤田議員 藤田議員、すんません。通告内容を。 回答にはですね、情勢を分析してやらなければいけませんので、私なりの考えを述べております。従いまして、まんのう町
--	--------------------	---

	藤 田 議 員	の船出にあたりまして従来の古いカラーを脱ぎ捨て、新生まんのう町をともに未来に明るい兆しが見えるよう期待し、町長の答弁をお願い申し上げます。 まず、最初に議会との関わりであります。町長と議会については、基本的に対等の立場にあり、議会を通じて論争を交わし決定すれば、車の両輪のごとく推進するのが当然であります。合併した今こそ、議会に対する町民の声を反映させるべく本音でお尋ねいたしますので、誠意ある回答をお願いいたします。まず議会報の発行に伴う予算であります。先般の全協では予算的な理由が1つに取り上げられ、発行が見送られました。予算措置をすることができるかお伺いいたします。このことについては、多くの町民の声であり、合併した今こそ私たちが真摯に討論し、発行に努めなければなりません。議員必携によりますと、印刷された広報誌は全世帯に配布され、ニュース性では劣っているものの、いつでも読み返すことができ、かけがいのない長所があり、その長所をさらに伸ばすことこそ改善の必要がある、現在の単独発行は年々増加の傾向にありますけれども、未発行町村については早期発行ができるよう努力すべきであると書かれております。若い力が加入した今こそ、最良のチャンスと考えておりますので、特段の配慮をした答弁をお願いしたいと思います。 また一つに、常任委員会を公開してほしいという町民要望があり、また通常常任委員会においても、定数増により手狭になっており、委員会室が手狭になっております。傍聴室をつくることを含め、改築についてお尋ねしたいと思います。また会派結成されれば、会派に対する対応はどうなるのか、当然のことながら、議会活性化のためには、その設備の充実はもちろんのこと、特段の配慮をされることと思いますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。そして、委員会活動を充実させるために、委員会予算及び政務調査費についても、将来的な課題として意見として申し続けていきたいと思っております。現行定数21名については、4年間のみとなっております。4年後には18名となる予定であります。以下については4年ごとに内容が変更になることも踏まえながら審議会等をつくり、研究されることを要望するものであります。 次に町民に対する対応についてであります。多くの議員が述べましたので、多くは言いませんけれども、それぞれの組織の活性化についてぜひお願いしておきたいと思っております。ただ1点だけ、お願いしときたいことがありますので言います。過去2年間、こども議会が開催されました。たいへん好評を得て、私も傍聴した時に、違う視点でたいへん素晴らしい意見が出たと思っております。ですから、こども議会をどうするのか。そしてもう一つは、女性の社会参加が問われてます。その中で女性議会はどうするのか、そういった立場の回答をぜひお願いいたしたいと思っております。後、住民の部分については、多くの議員と接触しますので省きます。 最後に、職員と執行部のあり方についてお伺いします。3町合併により、本庁内には多くの職員が勤務し、支所は閑散とし
--	---------	--

	藤 田 議 員 議 長	生懸命やらないかんという新たな決意をしています。ぜひ、そういった立場では側面的なお力添えをお願いしたいと思います。自治会活動については省いたんですが、町長からご丁寧な質問への回答をいただきました。小亀議員とだぶる部分が多いと思って割愛させていただきますけれども、やはり形骸化している自治会の指導は難しいと思います。輪番制でやってるところか。また、社会教育の団体の中にでも、いろいろな団体があるようですが、残念ながら固定した会長の中に形骸化していたり、停滞している組織や自治会あると思うんです。そこをどう指導していくかというのが、町自治体の職員に求められる大胆な構造改革ではないか、と私はそう思ってます。ただ予算もろてそれを執行していく、それはないと思うんです。ですから、担当係はですね、内容分析をしていきながら、きちっと適切な指導をしていただきたい、そういうふうに重います。1100万もの予算がありますし、その他補助金等合わせますと莫大な金額になるだろうと思っております。ですから、それらについては形骸化している組織については、やはりその組織にふさわしい活動をするような支援と助言をぜひお願いしておきたいなと思います。 こども議会についてはぜひ開催してあげて、未来のこどもに夢をもてるようなまんのう町にぜひ引き継いであげたいと思ってます。 職員配置についてなんですが、やはり支所を回ってみたり、本庁に来ますとですね、職員が多くはおりますけれど、残念ながら職員対応が、今谷森議員が言いましたように、まだまだ未熟な要素は受け止められます。それらについては、ぜひ職員組合を活用していただきたいと思うんです。やはり町長が個別に言ったり、管理職が個別に言ったりしたんでは、職場の改善はできないと思うんです。やはり職員組合なり、そういった組織を通じてですね、組織の担当者と労働条件の改善や労働安全管理委員会等いろいろあると思うんです。そういった部分を活用していきながら、ぜひ職員組合ゆうたらめんどいとかや、という部分ではないと思うんです。ただ憲法28条に補償された労働者の団結権でございますので、ただ地方自治法により縛りもあるかと思いますが、そのルールは十分わきまえておりますので、そのルールに則った執行部も上手に運用をやっていただきたいなと思います。まだまだ見よったら遠慮しとんでないかな、という気が栗田町長には見えますので、ぜひ遠慮なくて、町長の指導性を発揮していただきたい、そのことがそこにおられる管理職の皆さまにも、またそういった立場で職員指導をしていただきたいと思います。そうすることでみんなの気持ちがひとつになるということだろうと思います。仲南琴南から来てますので、それぞれ課長については満濃の職員についてはものを言いにくいですが、という空気があると思うんです。これは当然なんです、人間ですから。しかしそれを踏み越えて、町民への行政サービスが十分できるようなことをぜひ町長として取り組んでいただきたい。そういうふうに思いますので、あえて再質問させていただきます。以上です。 答弁はいりませんか。 町長 栗田 隆義君。
--	---------------------------	---

日程第4	町 長	藤田議員さんの再質問にお答えします。私も町長に就任しまして2ヶ月経ちます。少し慣れてまいりましたので、栗田色というのも出して、これから職員組合の皆さん方とも十分腹を割って話をして、町政運営に積極的に努めてまいりたいと思いますので、どうぞ議員各位のご支援ご協力を心からお願いを申し上げまして、ご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。
	議 長	以上で一般質問をおわります。 日程第4 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。
	三 好 議 員	総務常任委員長の三好 勝利君。 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。さる6月23日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員全員と議長同席し、執行部より町長、総務課長、企画情報課長、まちづくり政策課長、税務課長、会計室長、琴南支所長、仲南支所長の出席の下、総務常任委員会を開催いたしました。6月定例会議におきまして、総務常任委員会に付託されました案件は、議案第1号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定について、他7件であります。それぞれの案件につきまして、本会議に引き続き、執行部より精細な説明があり、その後、各委員より活発な質疑があり、慎重に審議いたしました。会議規則第77条の規定により、その結果をここに報告いたします。 議案第1号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定については、全会一致で可決いたしました。 議案第2号 まんのう町税条例の一部改正については、全会一致で可決いたしました。 議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正については、全会一致で可決いたしました。 議案第4号 まんのう町国民保護協議会条例の制定については、全会一致で可決いたしました。 議案第5号 まんのう町国民保護対策本部及び緊急対処自体対策本部条例の制定については全会一致で可決いたしました。 議案第7号 仲多度南部消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び仲多度南部消防組合規約の一部変更については、全会一致で可決いたしました。 議案第8号 平成18年度まんのう町一般会計予算(案) については、全会一致で可決いたしました。 意見書第2号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(案) は全会一致で継続審査することといたしました。 以上、付託案件の審査を行い、午後5時20分、委員会を閉会しました。 以上で総務常任委員会の委員長報告をおわります。
	議 長	これをもって総務常任委員会の付託案件の委員長報告をおわります。

日程第 5	谷 森 議 員	ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。 21番 谷森哲雄君。 委員長、いわゆる国民対策保護法案、国民対策本部云々とか、いろいろあるわけですが、これは、良識ある日本国民は日本弁護士会とか人権、いろんなNPOの団体とか、そういう団体は、国民の保護でなくして、国民を統制しているという批判があるわけですが、総務委員会で、こういうような意見はあったのかなかったのか、委員長にお尋ねいたします。
	議 長	三好勝利 君。
	三 好 議 員	自席ですか、そこですか。
	議 長	自席で結構です。
	三 好 議 員	今、21番 谷森議員さんの質問にお答えいたします。この議案第4号ですけど、この条例は執行部の説明にもあったとおり、法律に基づくものでありますので、地方公共団体は、法律に基づき主旨の政策を行っているものであります。法律を無視するような意見は到底容認できるものではありません。国を守り、国民を守りという立場からこの条例を可決し、早急に協議会を開催いただきたい。よって賛成するものであります。以上です。
	議 長	他に質疑はありませんか。
		(「なし」の声あり)
		これはもう質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。
		日程第5 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。
		教育民生常任委員会の委員長の報告を求めます。
		教育民生常任委員長 藤田 昌大君。
	藤 田 議 員	教育民生常任委員会の委員長報告を行います。教育民生常任委員会は、さる6月26日9時30分より、第1委員会室におきまして、議会より病気療養中の久元議員を除く委員6名が出席し、執行部より、町長、教育長、総務課長、教育委員会次長、教育委員会総務課長及び住民課長、環境保全課長、水道課長、福祉保健課長、健康増進室長、地域包括支援センター室長、琴南支所長の出席により開催いたしました。20日の定例議会におきまして、本委員会に付託された議案については、議案第9号 平成18年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)から第10号、11号、12号、13号、14号、15号、16号までが、当会の予算であります。議案第17号 平成18年度まんのう町水道事業会計予算(案)まで、付託された案件は9議案でありました。担当課長より、それぞれの議案について詳しく説明の後、審議に入りました。その結果を報告いたします。

	藤 田 議 員 議 長 谷 森 議 員 議 長 谷 森 議 員 藤 田 議 員	まず、議案第9号 平成18年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)は賛成多数で可とすることに決定いたしました。 議案第10号 平成18年度まんのう町老人保健特別会計予算(案)は全会一致で可とすることに決定しました。 議案第11号 平成18年度まんのう町介護保険特別会計予算(案)についても全会一致で可とすることに決定しました。 議案第12号 平成18年度まんのう町診療所特別会計予算(案)についても全会一致で可とすることに決定しました。 議案第13号 平成18年度まんのう町簡易水道特別会計予算(案)についても全会一致で可とすることに決定しました。 議案第14号 平成18年度まんのう町下水道特別会計予算(案)についても全会一致で可とすることに決定しました。 議案第15号 平成18年度まんのう町農業水落排水特別会計予算(案)についても全会一致で可とすることに決定しました。 議案第16号 平成18年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算(案)についても全会一致で可とすることに決定しました。 議案第17号 平成18年度まんのう町水道事業会計予算(案)についても全会一致で可とすることに決定しました。 付託案件の終了後、一般会計の審議を行い、午後16時55分、委員会を終了いたしました。 以上であります。 これをもって教育民生常任委員会の付託案件の委員長報告をおわります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。 21番 谷森哲雄君。 介護保険についてのみお尋ねいたしますが、介護保険の基本的なことで、いわゆる私は個人的なことで、施設介護よりか在宅介護をこれからは積極的に行政としても取り組むべきではないか、と申しますのは、親子の人間関係の温かい思いやり、そしてまた在宅介護をすれば小さい子供たちへの情操教育に非常にプラスになるとこういうようなことで、委員会でそういうような主旨の発言とか、あるいは委員長の見解等お尋ねいたします。それから、大変申し訳ないんですが、こないだの建設経済の時に、質問漏れがあってお尋ねするんですが、 谷森議員。委員長報告に基づいてのご意見ですか。 いわゆる、例えば具体的に申し上げますと、介護保険の中で、任意事業費いうんで、業務委託料、これがちょっと理解しがたいんで、先日の私が所属しとる建設経済委員会でお尋ねすればよかったんですが、お尋ねできてなかったんで、委員長にお尋ねしたいんです。 はい、谷森議員の質問に委員会として討議したことだけご報告しときます。介護保険料については、ご存知のように仲南、
--	---	---

日程第 6	藤 田 議 員	琴南は上がってますし、満濃は下がってます。そのことを踏まえながらですね、包括支援センターとか居宅サービスを充実するといった予算になっております。ですからそれも踏まえて、新町発足した部分の中で十分にしていきたい。逆に委託料についてはまだまだ地域包括支援センターの部分で非常に不透明な部分があって、今から検討していきたいということであります。そして、介護保険についてはですね、福祉保健課の中の部分で多くにまたがっております。一般会計にもあるのはご存知だと思いますので、そういった部分ですね、慎重に、特に今回は介護保険については論議させていただきましたので、谷森議員の質問に答えられるかどうかよう分かりませんが、予算的には居宅サービスを充実していくと、そういう方向になってます。それともう一つは、要支援 1、要介護 1 をなるべく適用しないような方向で、介護保険事業を進めていくという議論になっておりますので報告しときます。以上です。
	議 長	他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。
	高 尾 議 員	日程第 6 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長 高尾 幸男君。 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。 さる 6 月 2 7 日 9 時 2 8 分より、第 1 委員会室におきまして、委員全員と議長同席、執行部より、町長、総務課長、産業経済課長、建設課長、土地改良課長の出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。6 月 2 0 日の定例議会におきまして、本委員会に付託された案件は、意見書第 1 号 違法伐採問題への取り組みの強化を求める意見書(案) であります。この案件について、慎重に審査を行いました。会議規則第 77 条の規定により、その結果を報告いたします。 意見書第 1 号 違法伐採問題への取り組みの強化を求める意見書(案)は全会一致で可決いたしました。付託案件の審査の後、所管本年度事業箇所の現地調査を行い、調査内容及び一般会計予算について各委員より質疑を行い、執行部より明細な説明があり、午後 5 時、委員会を閉会いたしました。
	議 長	以上で建設経済委員会の委員長報告をおわります。 これをもって建設経済常任委員会の付託案件の委員長報告をおわります。 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

日程第7	議長	(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。 日程第7 議案第1号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定についての件を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。
日程第8	白川美議員 議長	(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。 これより議案第1号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定についての件を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第8 議案第2号 まんのう町税条例の一部改正についての件を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 7番 白川 美智子君。 まんのう町税条例の一部改正について、反対討論をいたします。 三位一体の改革で、国から地方への財政支出が大幅に削減され、その穴埋めに地方自治体と住民に負担を押し付けるもので、昨年、自民党と公明党によって提案され、両党の数の多さで成立されました。平成14年から始まった老人医療費の改悪、医療、サラリーマンの窓口3割負担、保険料の引き上げ、発泡酒、ワイン、たばこ税、平成16年所得税 配偶者特別控除の廃止により増税、さらに消費税の免税点が3千万円から1千万円に引き下げられ、中小企業は大きな痛手を被っております。昨年度個人町民税の均等割が500円引き上げられ、今回の税制改革で、さらに65歳以上の高齢者で125万までは非課税の廃止は、年金受給者への大幅な増税であり、長い不況に苦しむ町民の暮らしをさらに困難にするものであります。今回の改正は、定率減税の縮減、公的年金控除の廃止、医療費、介護保険料の負担増に連動するものです。質疑でも明らかになったように、個人住民税と所得税を合わせると5万2200円以上の負担増となります。 以上の理由で反対討論といたします。 他に、賛成討論ございませんか。 三好 勝利君。他に討論はありませんか。

日程第9	大西 樹議員 議長	それでは賛成討論をいたしたいと思います。 まんのう町税条例の一部を改正する条例について、この間も委員会で十分協議しまして、話しました結果、可決ということになりましたので、賛成いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 他に討論ございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。 これより議案第2号 まんのう町税条例の一部改正についての件を起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第9 議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。 これより、議案第3号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についての件を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり)
日程第10	藤田 議員	異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第10 議案第4号 まんのう町国民保護協議会条例の制定についての件を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 藤田 昌大君。 国民保護協議会条例なんです、一様に武力攻撃事態等における国民保護という条項があるんですね。私は、憲法9条の中で、中立の非武装のあれがあります。そういった部分ではですね、ここまで条例を書かないかなのかな言う気がしますし、一般質問の冒頭でも申しましたように、60年間、戦争のない平和な部分でやってきました。それを敢えてすること自体が、私には理解がたい。そしてまた国防についてはですね、国の部分でありまして、町にまでする必要が、わしやどこのにあるのかなと。国で決定して、そのことをやればいいんであって、町でやるということは、敢えて不安を煽るということになりやせんか、ということですので、私

日程第11	藤 田 議 員 議 長	は反対の立場で討論に参加したいと思います。以上です。 賛成討論はありませんか。 三好君。
	三 好 議 員	反対討論に対しまして、説明します。この条例は執行部の説明にもあったように、法律に基づくものでありますので、地方公共団体は、法律に基づき主旨の政策を行っているものであります。法律を無視するような反対は到底容認できるものではありません。国を守り、町民を守るという立場からこの条例を可決し、早急に協議会を開催していただきたい。よって賛成するものであります。以上説明をおわります。
	議 長	他に。 (「なし」の声あり) これをもって討論を終了いたします。 これより議案第4号 まんのう町国民保護協議会条例の制定についての件を起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
	藤 田 議 員	日程第11 議案第5号 まんのう町国民保護対策本部及び緊急対処自体対策本部条例の制定についての件を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 藤田 昌大君。 先と関連しますので、当然反対の討論しなければなりません、さっきの委員長の中に法律違反ということがありましたけれど、私はこのこと自体が法律違反だと解釈をしております。解釈の違いで、それぞれあるようでありますけど、憲法9条は戦争の放棄をうたっております。履くほうきではございません、放棄をうたっております。そのことを遂行していれば、こういった事態は起こりえない。平和外交の中で話し合いをしていけば、人間は通じるものと思っております。それを敢えて逆行しておる、こういったことをしなければならないとなってくると思いますので、敢えて私はこれが憲法違反でないかという、私の解釈をしますので、反対討論とさせていただきます。以上です。
	議 長	賛成討論をお願いします。 三好 勝利君。

日程第12	三 好 議 員	第5議案の反対討論ですけど、賛成討論を申し上げます。議案第4号と同じように、法律に基づくものであります。法律を定め、現地対策本部を設置する規定などから定める条例であります。国を守るという立場から賛成するものであります。我々はやはり憲法の下、また法律の下で生活しているものですから、それを破ることは到底容認できません。以上です。
	議 長	他に討論ありませんか。
	白 川 美 議 員	白川 美智子君。
	議 長	反対討論いたします。戦争は災害ではありません。アメリカの戦争に協力する有事法制の下で、避難が必要な国ではなく、命と暮らしが守られる平和な安全な国づくりではないでしょうか。以上で反対討論をおわります。
	加 地 議 員	他に賛成討論ありませんか。
	議 長	加地 禎君。 議案第5号につきましては、総務常任委員会に付託されております。総務常任委員会は全員一致で採択することが可といたしております。その点を皆さんにお諮りしていただきたいと思います。で、賛成をいたします。 他にありませんか。 (「なし」の声あり) これをもって討論を終了いたします。 これより議案第5号 まんのう町国民保護対策本部及び緊急対処自体対策本部条例の制定についての件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。 お諮りいたします。本日の会議は24時まで時間延長をいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本日の会議は24時まで延長することに決しました。 日程第12 議案第7号 仲多度南部消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び仲多度南部消防組合規約の一部変更についての件を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

日程第13	議 長	(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。 これより、議案第7号 仲多度南部消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び仲多度南部消防組合規約の一部変更についての件を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第13 議案第8号 平成18年度まんのう町一般会計予算(案)の件を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 白川 美智子君
	白川美議員	一般会計予算について、反対討論をいたします。地方改善費の中に負担金、補助金、また社会教育総務費の中に同和教育推進協議会負担金があります。同和対策特別措置は、その役割を終え、平成14年からすべて一般対策に移行いたしました。しかし、これらが予算に計上されているので賛成できません。
	議 長	他に。賛成討論。 大岡 克三君。
	大岡議員	12番。この議案について賛成討論を行います。総務常任委員会に付託されました議案、8議案の中の1議案でありますけれども、当初予算ということで、全議員が活発に質疑をされております。また総務委員長の委員長報告のとおり、全会一致で可決となっております。そのようなことで、賛成討論といたします。以上です。
	議 長	他にございませんか。 (「なし」の声あり) これをもって討論を終了いたします。 これより議案第8号 平成18年度まんのう町一般会計予算(案)の件を起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第14 議案第9号 平成18年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)の件を議題といたします。
日程第14		

日程第15	議長 白川美議員	これより討論に入ります。討論はありませんか。 白川 美智子君 国民健康保険特別会計予算、反対討論をいたします。国民健康保険の国庫支出金は、段々と減ってきております。減免の規定があるとはいえ、1人あたり2万6千円と1世帯2万5千円というものがかかってきます。財産や所得がなくてもかかります。所得に占める税の割合が国保の場合、高いです。そして、今年度は1世帯あたり1万2千円の引き上げになっております。これでは、町民感情といたしましても賛成できません。
	議長 本屋敷議員	賛成討論。 本屋敷 崇君。 議案第9号 平成18年度まんのう町国民健康保険特別会計予算についてですが、民生教育委員会のほう、委員全員で質疑等を行った結果ですけれども、今の財政状況においてですね、国からの支援も難しく、膨れ上がる医療保険の中でですね、ある程度の町民負担等も仕方ない部分であるという部分もいたしかねないということですので、賛成討論とさせていただきます。
	議長	他に。 (「なし」の声あり) これをもって討論を終了いたします。 これより議案第9号 平成18年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)の件を起立により採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第15 議案第10号 平成18年度まんのう町老人保健特別会計予算(案)の件を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし」の声あり) これをもって討論を終了いたします。 これより議案第10号 平成18年度まんのう町老人保健特別会計予算(案)の件を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第16	議 長	日程第16 議案第11号 平成18年度まんのう町介護保険特別会計予算(案) の件を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより議案第11号 平成18年度まんのう町介護保険特別会計予算(案) の件を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程第17		日程第17 議案第12号 平成18年度まんのう町診療所特別会計予算(案)の件を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより議案第11号 平成18年度まんのう町介護保険特別会計予算(案) の件を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程第18		日程第18 議案第13号 平成18年度まんのう町簡易水道特別会計予算(案)の件を議題といたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより議案第13号 平成18年度まんのう町簡易水道特別会計予算(案)の件を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程第19		日程第19 議案第14号 平成18年度まんのう町下水道特別会計予算(案)の件を議題といたします。

日程第23 日程第24	議 長	(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより議案第17号 平成18年度まんのう町水道事業会計予算(案)の件を採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第23 議案第18号 工事請負契約の締結について 日程第24 議案第19号 工事請負契約の締結について 以上、議案第18号、議案第19号の2議案を会議規則第37条により一括議題といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。 (「意義あり」) 白川 美智子君。 討論はいたしませんけれど、反対いたします。
	白川美議員	
	議 長	これについては、出席議員の3人以上から異議があるときは討論を用いないで、会議に諮って決めるということになっておりますので、3人の議員さんの意義がございませんので、よって議案第18号、議案第19号の2議案を一括議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田 隆義君。
	町 長	議案第18号及び議案第19号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。 この2議案ともに平成18年度 都市公園等統合補助事業、まんのう総合公園整備工事 第1工区、第2工区であり、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。 議案第18号は、契約の目的 平成18年度 都市公園等統合補助事業、満濃総合公園整備工事 第1工区

	町 長 議 長 谷 森 議 員 議 長	契約の方法 指名競争入札による契約 契約金額 9639万円 うち取引に掛かる消費税及び地方消費税の額 459万円 契約の相手方 香川県丸亀市田村町1220-4 株式会社 丸善土木 代表取締役 山内 光 議案第19号は、契約の目的 平成18年度 都市公園等統合補助事業、満濃総合公園整備工事 第2工区 契約の方法 指名競争入札による契約 契約金額 5512万5千円 うち取引に掛かる消費税及び地方消費税の額 262万5千円 契約の相手方 香川県丸亀市郡家町2707-1 亀山建設 株式会社 代表取締役 高岸 淳 なお経過につきましては、6月1日 指名審査委員会、6月7日 現場説明会、6月23日に入札を行っております。指名業者は、1工区、2工区ともに10社であります。指名業者一覧、予定価格、入札回数は総務課において公表いたしております。 以上よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明をおわります。 これより議案第18号及び議案第19号に対しての質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号は会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって議案第18号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 谷森 哲雄君。 仮に工事請負契約でありましても、若干総合公園について、私個人的に異論がありますので、この工事請負契約といえども賛成いたしかねますので、反対いたします。 反対ですか。はい、賛成討論。 松下 一美君。
--	---	---

	松 下 議 員 議 長	今の満濃町総合公園につきましては、今の現状のままでは道半ばでありまして、やはりこの原案については賛成し、早く仕上げて、その段階でしっかりと検討していただきたいので、賛成であります。 他にございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより議案第19号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号は会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって議案第19号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 谷 森 議 員 これも18号と同様でありまして、若干の議員の中に少しは異論があるようでありまして、私はこの事業についてもう少し合意が必要でなかろうかと、このような観点からいかに請負契約であろうとも反対いたします。 議 長 賛成討論。 末 武 議 員 末武 弘道君。 8 番。もうこれは谷森議員に、敵意を持って反対するのではないので、ご了承いただいたらと思います。 もうきちっと工事入札もやって、そしてもう全部済んだ中で、今さらこれを白紙に戻すということは、もうまんのう町の新しいまんのう町の威信に関わることで、これは賛成をいたします。 議 長 他にございませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
--	---------------------------	--

日程第25	議	長	これより議案第19号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。 これより日程第25 議案第20号 監査委員（識見を有する委員）選任の同意について、提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田 隆義君。 ただいま上程されました議案第20号の監査委員（識見を有する委員）選任の同意についてご説明申し上げます。 下記の者をまんのう町監査委員（識見を有する委員）に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。 住所 まんのう町中通865番地第1、氏名 造田一二、生年月日 昭和23年1月1日。 地方自治法197条で任期は、識見を有するものは4年と定めております。よって任命した日から平成22年6月28日までとなります。 ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
	町	長	これをもって、提案理由及びその内容の説明をおわります。 お諮りします。議案第20号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。よって議案第20号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 本案は人事案件でございますので、質疑討論を省略して採決いたしたいと思います。 お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第20号 監査委員（識見を有する委員）選任の同意については、原案を同意することにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり）
	議	長	異議なしと認めます。 よって議案第20号 監査委員（識見を有する委員）選任の同意については、原案を同意することに決しました。
日程第26	議	長	日程第26 議案第21号 監査委員（議員選出委員）選任の同意について、本件については除席に該当いたしますので、地方

日程第27	議 長	自治法第117条の規定により、11番 黒木 保君の退場を求めます。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田 隆義君。
	町 長	ただいま議題となりました、議案第21号 監査委員(議員選出委員)選任の同意についてご説明申し上げます。 下記の者をまんのう町監査委員(議員選出委員)に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。 住所 まんのう町吉野680番地第1、氏名 黒木 保、生年月日 昭和17年10月1日。 地方自治法197条で任期は、議員選出委員は議員の任期によると定めております。よって任命した日から平成22年4月22日までとなります。 ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議 長	これをもって、提案理由及びその内容の説明をおわります。 お諮りします。議案第21号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって議案第21号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 本案は人事案件でございますので、質疑討論を省略して採決いたしたいと思います。 お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第21号 監査委員(議員選出委員)選任の同意については、原案を同意することにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって議案第21号 監査委員(議員選出委員)選任の同意については、原案を同意することに決しました。 除席を解きます。黒木 保君の入場をお願いします。
	議 長	日程第27 議案第22号 助役選任の同意についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田 隆義君。

日程第28	町	長	ただいま議題となりました議案第22号 助役選任の同意についてご説明申し上げます。 下記の者をまんのう町助役に選任したいから、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。 住所 まんのう町川東1481番地第1、氏名 佐野 利明、生年月日 昭和21年7月8日生。 なお地方自治法193条におきまして、助役の任期は4年、任期の起算日は発令の日と定められておりますので、発令日は7月1日を予定いたしております。よって任期は、平成18年7月1日より平成22年6月30日となります。 ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議	長	これをもって、提案理由及びその内容の説明をおわります。 お諮りします。議案第22号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって議案第22号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 本案は人事案件でございますので、質疑討論を省略して採決いたしたいと思います。 お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第22号 助役選任の同意について、原案を同意することにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって議案第22号 助役選任の同意については、原案を同意することに決しました。 日程第28 議案第23号 固定資産評価員選任の同意についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
	町	長	町長 栗田 隆義君。 ただいま上程されました議案第23号 固定資産評価員選任の同意についてを説明いたします。 下記の者をまんのう町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404号第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。 住所 まんのう町岸上572番地1、氏名 松良 淳一、生年月日 昭和12年8月7日。 なお同氏は、旧満濃町におきまして、固定資産評価員をお願いしておりました。

日程第29	町 議 長 長	ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明をおわります。 お諮りします。議案第23号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって議案第23号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 本案は人事案件でございますので、質疑討論を省略して採決いたしたいと思います。 お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第23号 固定資産評価員選任の同意については、原案を同意することにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって議案第23号 固定資産評価員選任の同意については、原案を同意することに決しました。 日程第29 選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙についての件を議題といたします。 まんのう町選挙管理委員及び同補充員について、合併に伴いまして、地方自治法第182条第2項及び同第2項の規定により、選挙管理委員4名、同補充員4名を議会において選挙するものであります。任期につきましては、本日から平成22年6月28日までの4年間であります。 これより選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。 お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦によることに決しました。 お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって議長によって指名することに決しました。
--------------	-------------------------------	--

日程第30	議長	長	ただいまから、事務局より、書類の配布をいたさせます。 それでは、指名いたします。選挙管理委員といたしまして、 <table><tr><td>委員</td><td>住所</td><td>まんのう町長尾2381番地</td><td>田中 仁</td><td>昭和2年10月30日生</td></tr><tr><td>委員</td><td></td><td>まんのう町東高篠1196番地</td><td>千葉 正信</td><td>昭和21年10月30日生</td></tr><tr><td>委員</td><td></td><td>まんのう町中通845番地</td><td>宮地 隆</td><td>昭和18年1月8日生</td></tr><tr><td>委員</td><td></td><td>まんのう町七箇1914番地1</td><td>森藤 勉</td><td>昭和22年2月7日生</td></tr></table> 同補充員といたしまして <table><tr><td>補充員</td><td></td><td>まんのう町炭所西1479番地1</td><td>千葉 明子</td><td>昭和28年6月21日生</td></tr><tr><td>補充員</td><td></td><td>まんのう町岸上991番地</td><td>横関 保</td><td>昭和19年3月16日生</td></tr><tr><td>補充員</td><td></td><td>まんのう町造田1551番地</td><td>朝山 順子</td><td>昭和16年9月24日生</td></tr><tr><td>補充員</td><td></td><td>まんのう町生間1148番地</td><td>森本 兼成</td><td>昭和6年8月25日生</td></tr></table> お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました選挙管理委員4名、同補充員4名を当選人と定めることにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって 選挙管理委員に田中 仁君、千葉 正信君、宮地 隆君、森藤 勉君。 同補充員に千葉 明子さん、横関 保君、朝山 順子さん、森本 兼成君。 が当選されました。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知は後刻本人宛に行うことといたします。 日程第30 報告第5号 有限会社仲南振興公社の経営状況についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 企画情報課長 齋部 正典君。 それでは、報告第5号で上程をさせていただきました有限会社仲南振興公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきましてご報告をさせていただきます。 それでは、1ページ目をお開きください。1ページ目ですが、17年、16年の前年対比を書き込んでおります。上の段からでございますが、産直部門という欄がございます。それと温泉部門、仲南振興公社におかれましては、この2部門で構成されております。	委員	住所	まんのう町長尾2381番地	田中 仁	昭和2年10月30日生	委員		まんのう町東高篠1196番地	千葉 正信	昭和21年10月30日生	委員		まんのう町中通845番地	宮地 隆	昭和18年1月8日生	委員		まんのう町七箇1914番地1	森藤 勉	昭和22年2月7日生	補充員		まんのう町炭所西1479番地1	千葉 明子	昭和28年6月21日生	補充員		まんのう町岸上991番地	横関 保	昭和19年3月16日生	補充員		まんのう町造田1551番地	朝山 順子	昭和16年9月24日生	補充員		まんのう町生間1148番地	森本 兼成	昭和6年8月25日生
	委員	住所	まんのう町長尾2381番地	田中 仁	昭和2年10月30日生																																						
	委員		まんのう町東高篠1196番地	千葉 正信	昭和21年10月30日生																																						
	委員		まんのう町中通845番地	宮地 隆	昭和18年1月8日生																																						
	委員		まんのう町七箇1914番地1	森藤 勉	昭和22年2月7日生																																						
	補充員		まんのう町炭所西1479番地1	千葉 明子	昭和28年6月21日生																																						
	補充員		まんのう町岸上991番地	横関 保	昭和19年3月16日生																																						
	補充員		まんのう町造田1551番地	朝山 順子	昭和16年9月24日生																																						
	補充員		まんのう町生間1148番地	森本 兼成	昭和6年8月25日生																																						
	齋部企画情報課長																																										

	齋部企画情報課長	す。まず産直部門でございますが、その中には現地の空の夢 もみの木パーク、道の駅ですが、そちらの方でやられてる部分とそ の下の出張販売というのがございますが、これは高松三越、坂出サティ、高松サティ、善通寺のマルナカ、コープノ宮、またコー プの飯山店などへ出張販売をしてるものでございます。この産直部門の1番上の欄を見ていただきたいと思います。合計の数字 が挙がっております。まず17年度の末では産直部門はこれが2億4236万2千円、これは平成16年に比べますと101. 3%の伸 びでございます。その右を見ていただきたいと思います。その中の公社の売上高でございます。公社の売上高といたしまして、63 76万円。平成16年と対比いたしますと91. 1%で、少し落ちております。そのまた右でございますが、産直部門の利用人数を記 載してございます。平成17年度におきましては、25万6209名がご来場、ご利用していただいております、16年度に比べまして これも少し人数が落ちておりまして、96. 2%となっております。その下の欄にまいります。2番のところ、温泉部門でございま す、温泉部門には塩入温泉、ロッジ、研修館、それと健康センター、この4品目がまとめて温泉部門となっております。温泉部門の 17年度の利用金額、これが1億3384万8千円、16年に比べますと、これも少し落ちてございまして94. 1%でございます。その 右側、公社の売上高でございますが、これは指定管理者制度に基づいて発足した関係もございますので、17年度しか記載して ございせん。温泉部門が1億2528万5千円でございます。また右の方、見ていただきたいと思います、利用人数の方ですが、 来客数が15万1386人、対前年の比でやはり95. 3%、少し人数が落ちているということでございます。この全般的にマイナス傾 向が強いというのは、産直市であれば多様化、設置箇所の増大等が、そういう影響で表れております。また温泉部門等におきま しても、近年新規の温泉がいたるところで開設されております。また岩盤浴等と称しまして、真新しい施設が客に受けておりまして、 旧態然とした施設は少し飽きられてきているのかな、というふうに思っております。 続きまして、次のページをお開きください。最初の2ページ、3ページは総括になっております。産直部門と温泉部門トータルが 載っておりますので、申し訳ありません、まずは産直部門の7ページをお開きください。7ページが、損益計算書でございます。これ が1年間の経営成績でございます。まず売上高、そのトータルでもう読み上げさせていただきます。出張販売とかその他の売り上 げを入れまして、6375万9407円でございます。その下、売上原価といたしましても、右の欄を見ていただきましたら分かりますよ うに、1568万6221円、これを売上高から原価を引きますと、その下の売上げ総利益が出てまいります。これが4807万3186円 でございます。その下3番ですが、販売費及び一般管理費でございます。なおこの販売費及び一般管理費は、裏側に8ページで すが、明細を添付してございますので、お目通しをいただけたらと思います。今の販売費及び一般管理費は、費用でございます ので、先ほどの売上げ総利益からマイナスすることになってまいります。それとその下の営業外収益、これは収益でございます ので、利益ですね、65万5024円、これが利益でございます。その下、営業外費用、これは原価償却資産でございまして、18万63
--	----------	---

齋 部 企 画 情 報 課 長	百円、これはマイナスで引くことになります。以上これを上から引いてまいりますと、經常の損益が発生いたしまして、經常損益が286万7041円となります。そのまま下を見ていただきたいと思います。先ほどの經常損益とこれが当期の純損失になります。これと前期の繰越利益、前期16年度の繰越利益が72万8393円ございましたので、これを差し引きいたしますと、1番下の当期の未処理の損益、赤字としての213万8648円が17年度末の産直市の経営結果でございます。これに基づきまして、ページが逆になっておりますが、6ページの貸借対照表を見ていただきたいと思います。まず左側上からですが、資産の部、流動資産これが4082万2867円、これは流動資産、その下に書いてございます5品目、現金預金、売掛金、棚卸資産、前払いの費用、未収金、これら集めましたものが流動資産でございます。続きまして下を見ていただきましたらよろしいんですが、このままが資産の総トータルで4082万2867円となります。そのまた上に戻っていただきまして、負債の部でございます。負債の部では、流動負債がすべてトータルで2686万1515円でございます。その内訳は、その下に書いてございます、委託販売の未払い金、短期の借入金、未払い金、未払い費用、未払い消費税前受け金、これらを足しますと負債の額、流動負債額になります。流動負債額から下の方見ていただきましたら、負債の部というのがございます。資産の部では資本金、この仲南振興公社がもっております資本金が1610万でございます。その下に利益剰余金213万8648円、これは先ほど損益計算書を見ていただきましたように、当期の未処理の損益、これがここに挙がってまいります。よって負債の部と資産の部の合計を足しますと、1番下に書いてございますが、4082万2867円となりまして、左側の資産の部と右側の負債の部の合計が合致しているということで、貸借がバランスシートがとれてるということになります。これが今の産直市の方の説明とさせていただきます。 続きまして、9ページ、10ページの欄を開けていただきたいと思います。こちらの方が温泉部門、塩入温泉、ロッジ、研修館、健康センター等の損益計算書でございます。またページ数は10ページの方からご説明をさせていただきます。まず最初は、売上高でございますが、その下にその他売上5433万7409円。使用料の収入、これが7094万8134円。これを両方足しますと、右側の1億2528万5543円となります。その下2番 売上原価でございますが、これには期首棚卸高、商品仕入高、温泉仕入高、材料仕入高、また期末の棚卸高等がございまして、それをそのまま集計をいたしますと、右側にございます3313万5891円となります。これを上わきの売上高から原価を差し引きいたしますと、総利益といたしまして9214万9652円が発生いたしております。その下の3番でございますが、販売費及び一般管理費でございます。これが8640万957円発生してございます。この内訳は11ページの方にも明細をつけてございます。この販売費及び一般管理費を上の上売上総利益から差引をしていただきますと、その下に書いてございます営業利益が出てまいります。それが574万8695円でございます。それとその下、4番 営業外収益といたしまして、受取利息、雑収入等入れまして34万1482円。またその下の営業外費用といたしまして、雑損失でございますが3万2千円。
--------------------	--

齋部企画情報課 長	これを集計いたしますと経常利益が出てまいります。それが605万8177円でございます。そのまま下を見ていただきますと、特別損出の部ということになってございまして、法人税、住民税及び事業税が118万2500円支払いをしてございます。よって、経常利益から税を引くこととなりますので、当期の純利益といたしまして487万5677円のプラスでございます。イコールこれが一番下にありまして当期の未処分利益となります。 続きまして9ページの貸借対照表の説明をさせていただきます。ページの左半分ですが、資産の部といたしまして、現金預金、棚卸資産、短期貸付金等足しまして流動資産となります。これが2374万7884円でございます。それがイコールすべての資産の合計と同じでございます。真ん中から右側に負債の部が同じようにございますが、負債の部にいたりましては、流動負債、さまざまな項目がございますが、これをトータルいたしますと1887万2207円となります。これが負債の部の合計でございます。その下にまいります。3番に利益剰余金というのがございますが、これが先ほど申しました損益計算書の当期の未処分の利益でございます。これが挙がってまいりまして、これを負債の部の合計と足しますと2374万7884円ということで、貸借対照表の右左、資産の部と負債の部、資本金の部合計がいっしょになっております。今のが産直の分と温泉を個別に千円罪をさせていただいたわけですが、この両方を足したのが2ページ、3ページにトータル、仲南振興公社のトータルがこちらに出てまいります。内容は細かく言いましたので、こちらの方は簡単に申し述べさせていただきます。こちらは全体の方でございますが、損益計算書、上から見ていただきましたら、売上高がトータルで1億8904万4950円でございます。その下、売上原価、これが4882万2112円。ですから売上総利益といたしましては1億4022万2838円となります。これに販売及び一般管理費の1億3780万9908円を引きますと、その下の営業利益、またその下の営業外収益、営業外費用等集計いたしますと、営業利益といたしまして319万1136円が出てまいります。これに先ほどの税金等118万2500円を引きますと、当期の未処分の利益といたしまして、17年度末をもって仲南振興公社は273万7029円の収益があったということになります。これをそのまま先ほど説明しましたように貸借対照表に置き換えますと、これが3ページにあるのがその表でございます。これも同じように、下わきの表の中は申しませんので、大きな枠だけを申し述べさせていただきます。流動資産のトータルといたしまして、5124万1573円、これが資産の部総合計と同じです。右側ですが、負債の部でございますが、流動負債が3540万4540円、それと資本の部、資本金また利益の剰余金を足しまして、これが1883万7029円となりますので、トータルが5124万1573円となりまして、左右が合致しとるということでございます。 続きまして5ページに、監査報告の資料をつけてございますので、お目通しをいただきたいと思います。 なお、最後12ページのところに18年度の収支計画書を添付してございますので、またお目通しをいただきたいと思います。 よろしくお願い申し上げます。
----------------------	---

日程第31	議長 齋部企画情報課長	これをもって説明をおわります。 ただいまの報告第5号につきましては、報告のあったとおりであります。 なお質疑のある議員はこれを許可いたします。質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 以上をもって報告をおわります。 日程第31 報告第6号 財団法人ことなみ振興公社の経営状況についての件を議題といたします。 提出者からの説明を求めます。 企画情報課長 齋部 正典君。 それでは、報告第6号の財団法人ことなみ振興公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきましてご報告をさせていただきます。 これも同じような書式になってございます。1ページを見ていただきましたらと思います。ことなみ振興公社におきましては、一般会計、特別会計という部門に分けてございます。一般会計というほうには大川山のキャンプ場、またいきいき館、健康ふれあいの里をこの一般会計ということと呼んでおります。特別会計のほうではみかど温泉、エピアみかどを足しております。17年度の利用人数は、まず一般会計で9996人で、16年度より95.5%少し減少が見られる。利用金額におきましても、17年度が636万2128円で16年に比べますと86.9%の大幅なダウンになっております。下わきの欄で特別会計でございますが、利用人数27万9406人の利用が17年ありました。16年対比では98.3%減ってございます。その横の利用金額でございますが、2億3883万5025円でございます。16年度と比べますとこれも95.5%の減少となっております。 続きまして2ページお開きください。収支計算書総括表でございます。まず2ページの方では収入の部を記載してございまして、この合計、一般会計、収益事業、特別会計という4つの枠に今金額を入れさせていただいてます。この一般会計といいますが、基本財産及び利息等の運用、明細を書いてございます。一般会計の横の収益事業というのが、大川山キャンプ場等がそうでございます。この3つを総括して横の合計欄でお話をさせていただきたいと思います。収入の部におきましては、基本財産の運用収益で26万4600円、その下の事業収入といたしまして、2億4519万7153円、補助金の収入といたしまして1322万5千円、雑収入といたしまして13万8604円。これを足しまして、当期の収入の合計が2億5882万5357円となります。そして前期の繰越の収支等足しますと、これが2526万7591円ございまして、収入の合計が2億8409万2948円となっております。
--------------	---------------------------	---

	齋 部 企 画 情 報 課 長 議 長	これに対して3ページが支出の部でございます。支出の方では、これも同じように合計欄でお話をさせていただきます。すべての事業がこちらの合計欄での支払いになってございます。上から見ていただきまして、事業費2億6205万1856円、また管理費、これが917万4648円。内訳はそこに書いてある通りでございます。下の方いきまして、繰入金の支出が6万9900円でございます。これを足しますと当期の支出の合計が出てまいります。これが2億7129万6404円となります。これを先ほどの当期の収入の合計から引きますと、1274万1047円の赤字となってございます。あと次期の繰越の収支の差額がその下の欄で1279万6544円でございます。 次の4ページをお開きください。これは正味財産の増減計算書の総括表でございます。4、5ともそちらの方の基本財産の運用収入が4ページ、5ページの方が運用財産の内訳を記載してございますので、ほぼ先ほどの収支の計算書に沿ってこちらの方、固定資産の売却差額の調整額とかいうのをつけてございますのでお目通しをいただければと思います。6ページですが、こちらに貸借対照表の総括表を添付してございます。こちらの方では資産の部といたしまして、合計額の方で見ただけだとは思いますが、流動資産の合計が4587万1599円、固定資産の方では基本財産、これが9千万でございます。またその下のその他の固定資産の合計が288万7852円。これを固定資産の合計といたしまして9288万7852円で、資産の合計が1番下の1億3875万9451円となります。続きまして7ページの相手側でございます。相手側の負債の部が2830万3117円でございます。その下の正味財産の部といたしまして、これが全部足しまして1億3875万9451円ということになります。よってこの合計の1番下の負債及び正味財産の合計と資産の部が同額でございますので、貸借が揃っているということになりますので、よろしく願いしたらと思います。次の8ページは監査報告書を添付してございますので、お目通しをいただきたいと思います。 最後のページになりますが9ページに18年度のことなみ振興公社の収支計画書を添付してございますのでお目通しをいただければと思います。やはり前年度からの流れからして、横ばい傾向にはなりますが、やはり全体的な動態人口が減っているというところで、企業努力をしていかなければならないと思っておりますので、また皆さん方のお力添えをよろしく願いしたらと思います。ぜひともご承認のほどよろしく願います。どうもありがとうございました。 以上をもって説明をおわります。 ただいまの報告第6号につきましては、報告のあったとおりであります。 なお質疑のある議員はこれを許可いたします。質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
--	---------------------------------------	--

	議 長 久留嶋事務局長	お諮りいたします。ただいま決定いたしました政策充実特別委員会、満濃池整備促進調査特別委員会、水資源対策特別委員会、交通対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布いたしております特別委員会案の指名をそれぞれいたしたいと思います。 事務局より朗読いたします。 失礼します。 政策充実特別委員会 谷森 哲男議員、高木 堅議員、加地 禎議員、川原 茂行議員、大西 豊議員、三好 勝利議員、久元 豊議員、松下 一美議員、高尾 幸男議員、大岡 克三議員、黒木 保議員、藤田昌大議員、大西 樹議員、末武 弘道議員、白川 美智子議員、橋田 忍議員、白川 皆男議員、白川 年男議員、本屋敷 崇議員、小亀 重喜議員 水資源対策特別委員会 高木 堅議員、加地 禎議員、川原 茂行議員、久元 豊議員、松下 一美議員、大西 樹議員、末武 弘道議員 満濃池整備促進調査特別委員会 黒木 保議員、藤田 昌大議員、橋田 忍議員、白川 皆男議員、白川 年男議員、本屋敷 崇議員、小亀 重喜議員 交通対策特別委員会 谷森 哲男議員、大西 豊議員、三好 勝利議員、高尾 幸男議員、大岡 克三議員、白川美智子議員 議 長 以上、指名案のとおり、それぞれ委員を指名することにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。よってただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。 それでは5時45分まで暫時休憩いたしたいと思います。議員の皆さんは申し訳ないんですが第1委員会室へお寄りくださいますようお願いいたします。 休憩 17時40分 議 長 休憩を戻しまして、会議を再開いたします。 再開 17時45分 それぞれの特別委員会におきまして委員長、副委員長につきまして互選されましたので、事務局より報告させていただきます。 それでは、政策充実特別委員会委員長 高木 堅議員、副委員長 末武 弘道議員 水資源対策特別委員会委員長 川原 茂行議員、副委員長 松下 一美議員
--	---------------------------	--

日程第35	議長 久留嶋事務局長 久留嶋事務局長	満濃池整備促進調査特別委員会委員長 白川 年男議員、副委員長 白川 皆男議員 交通対策特別委員会委員長 谷森 哲男議員、副委員長 大岡 克三議員 以上でございます。 以上のとおりでありますので、議員諸君にはよろしく願いをいたします。 日程第35 議会選出各種委員等の選出についての件を議題といたします。 議会選出各種委員等の選出については、正副議長に一任ということでございましたので、お手元に配布してございます議会選出各種委員等(案)のとおり決定いたしたいと思っております。 事務局より朗読いたさせます。 まんのう町土地開発公社 谷森 哲男議員、高木 堅議員、橋田 忍議員 まんのう町総合計画審議会 山西 毅議長、末武 弘道副議長、三好 勝利議員、高尾 幸男議員、藤田 昌大議員 まんのう町交通安全対策推進協議会 山西 毅議長 まんのう町環境審議会 白川 皆男議員、小亀 重喜議員 社団法人仲善広域シルバー人材センター運営協議会 藤田 昌大議員 まんのう町国民健康保険運営協議会 山西 毅議長、末武 弘道副議長、藤田 昌大議員、本屋敷 崇議員 民生委員推薦会 山西 毅議長、藤田 昌大議員 まんのう町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 山西 毅議長、藤田 昌大議員 まんのう町地域包括支援センター運営協議会 山西 毅議長、藤田 昌大議員 まんのう町農業振興地域整備促進協議会 谷森 哲男議員、川原 茂行議員、久元 豊議員 まんのう町商工委員会 三好 勝利議員、大岡 克三議員、大西 樹議員 まんのう町中小企業融資審査委員会 加地 禎議員 県道丸亀三好線改良推進協議会 山西 毅議長、川原 茂行議員、三好 勝利議員、高尾 幸男議員、加地 禎議員、藤田 昌大議員、黒木 保議員 となります。 森林基幹道琴南財田線建設期成会 山西 毅議長、高尾 幸男議員 まんのう町都市計画審議会 高木 堅議員、加地 禎議員、大西 豊議員、藤田 昌大議員、白川 美智子議員 国営讃岐まんのう公園整備促進協議会 山西 毅議長
--------------	---	--

日程第36	久留嶋事務局長 議 長	四国びとのみらい実行委員会 山西 毅議長 土器川改修期成同盟会 山西 毅議長 国道438号整備促進期成同盟会 山西 毅議長 中讃南部地区中山間地域総合整備事業推進協議会 山西 毅議長、高尾 幸男議員 まんのう町水道水源保護審議会 末武 弘道副議長、白川 年男議員 まんのう町人権同和教育推進協議会 山西 毅議長、松下 一美議員 まんのう町社会教育委員会、これにつきましては教育民生委員常任委員長ということで、藤田 昌大議員さんでございます。 1番下の山西 毅議員さん、藤田 昌大議員さんということで訂正お願いしたと思います。 以上でございます。 お諮りいたします。以上のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって決定いたしました。 日程第36 閉会中の継続調査についての件を議題といたします。 本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続審査並びに議会運営委員会において、議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続審査について、それぞれ委員長より申し出があります。 お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。各委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。 これにて平成18年第1回まんのう町議会定例会を閉会いたします。 閉会17時55分
--------------	---------------------------	--

		地方自治法第 1 2 3 条第 3 項の規定により署名する。
--	--	---------------------------------------

		平成 1 8 年 6 月 2 9 日
--	--	---------------------------

		まんのう町議会議長
--	--	------------------

		まんのう町議会議員
--	--	------------------

		まんのう町議会議員
--	--	------------------

--	--	--

--	--	--

--	--	--